

No.	意見
1	<p>○知的財産専門家認定の国家資格創設について</p> <ol style="list-style-type: none"> 現在、知的財産の専門家の資格としては弁理士がありますが、これは産業財産権法の専門家としての国家資格でしかありません。 著作権法、コンテンツに関連する国家資格としては、昨年やっと、1級知的財産管理技能士(コンテンツ専門業務)ができました。これはこれでいいのですが、ややコンテンツビジネス系にシフトしています。 そのことから、著作権法の専門家を認定する国家資格がもうひとつあってもいいかと思えます。具体的には、ビジネス著作権検定の国家資格化もあります。 また、知的財産情報・調査に特化した国家資格がまだできていません。現在では民間資格の、情報検索応用能力試験(旧データベース検索技術者試験)の(1級、2級)だけです。 せめて、特許情報の専門家を認定する国家資格の創設を要望します。これについては、①特許庁内でも議論がでて具体化しない。あるいは②弁理士会の反対があると聞いています。 あるいは、技術士の部門、選択科目に、「知的財産管理」があってもいいと思えます。たとえば、技術士(経営工学部門)の選択科目として、①知的財産マネジメント、あるいは②知的財産管理を創設するという内容です。 理由として、現在、技術経営系の大学院の中に、知的財産マネジメント、知的財産管理、知的財産戦略等の講座ができています。 <p>○外国の知的財産専門資格を日本国内で受験できる制度の構築について</p> <p>既に、技術士資格に相当する PROFESSIONAL ENGINEER については日本国内で受験が可能です。 http://www.jpec2002.org/top.html をご覧ください。 この制度と同様に、たとえば、アメリカのPATENT AGENT の資格試験も日本で受験することができるよう、制度を構築することができないでしょうか？</p>

No.	意見
2	<p>諸外国に対して日本国の政府の無知な政策感覚あまりにもお粗末な現状、例えば知的財産価値が今後及ぼす影響が国の経済、雇用が繁栄に繋がる事を自覚の中、現状の日本は何の政策も進める事を考えていない、例えば中国では国際特許出願に対して国が価値ある出願に対して強力な支援政策が進められていて知的財産を確立する事でその後の対外取引を有利にする、文明社会知的能力が国の反映を呼び込む将来の道筋と成るのでは、特許で持って世界に網を張られてしまう前に早急に先に進める政策をしなければ、中国の先手政策又米国の訴訟専門企業に金玉を握られてしまいます、知的財産管理の早急な進め方の要望を望みます。国の支援を必要とする者より、一部内容を添付致しませぬ。</p> <p><別添資料:財政に新たに歳入と繋がる革新技術></p> <p>・国際特許発明名称(インホイールジェネレーター)</p> <p>人類、文明の社会の中での便利で豊かさを求め進歩していく為の前提となる弊害発生、負荷の掛からない知恵を持って取り組む革新技術開発の条件は、すでに仕組まれている宇宙、地球システムの中の自然エネルギーを応用する事が大前提となる</p> <p>人を含め物流移動(自動車)は便利で豊かに成る為の今までのエネルギーは弊害発生の一部の石油産出国だけを膨大に潤してきた化石燃料応用の矛盾した世界不平等の何時までも続かない何れ枯渇する単なる、負荷を掛けるつなぎ資源エネルギーでした</p> <p>今後代替エネルギーとなるエネルギーコストの掛からない新たな自然無限エネルギーと成る物は、負荷(コスト)の掛からない発生をしない新たな自然エネルギー応用の知的資源と成る、重力(荷重力)を車両が移動する為に車が転がる事で次々繰り出す荷重力エネルギーを新たな発想の無限自然エネルギー応用と唱える源となるページ</p>

	<p>多くの星の中でも地球だけに強力に働いている重力、生命を宿し維持していく為の数々の物理的に働くエネルギー(単なる落ちる力としか考えていない、エネルギーでは無いと定説)水力発電も応用の仕方無限自然エネルギー(重力が無ければタービンは水が在っても回転しません)応用技術の一つ</p> <p>新たな今回の革新技術の発掘、地球の隅々まで働く重力応用技術、今までは便利で豊かに成る為の移動に掛かるエネルギー(化石燃料)が大変な負荷又、弊害排気ガス排出を伴い一見豊かに見えてもそうでない現状を今後を乗り切る為の提案の一つ</p> <p>この技術の内容を国際特許出願、発明名称(インホイールジェネレーター)で世界に人類の豊かに成る為の知的財産価値として日本から推し進めるものです、夢の様な技術、けしてそうではありません実行可能な負荷の発生しない技術、自動車(軽、大型車トラック、バス)全てに可能な街中走行から遠距離走行に化石燃料を使用しないエネルギーコストの掛からない自然無限エネルギー応用、自動車社会だけでも化石燃料(石油産出国から仕入れてきた燃料代を削減に繋がる)を買い入れしなくて済む財源の大幅な削減</p> <p>国民の税金で動いています車(公用車、自衛隊、パトカー、救急車、)の大幅な削減、それを歳入として高齢者社会、子供養育費などに振り当て、企業にても運送、物流経費の大幅な削減に繋がります自家用車保有の一般家庭にも大幅な経費の削減、</p> <p>以上のように車社会で便利に豊かになったように見える現状は大変な負荷の掛かっている中、国の政策だけでは限られた乗り切れない文明社会の仕組みの人類、与えられた知恵を持って可能にする技術革新の発掘努力が全てを解決に</p> <p>先人の知恵によって重いものを運ぶ為に考えられた車輪、その車輪に掛かる荷重にそれぞれの車の持ち合わせた自重が地面に接する箇所荷重力の働きを受け、(この部分3段は機密保持の為に削除しています)掛からない、コンパクトに成るパスカル原理を基に空気圧、油圧原理応用発電システムでこれからのEV車の電力供給源となるシステムの構築、革新技術</p> <p>そして日本のだんとう製品の確立に繋がる世界の為替変動に影響されない知的財産資源(代替エネルギー)を何れ枯渇する弊害化石燃料に変わり、日本国の地方に分散工場(雇用、活性化)で持って世界に化石燃料に変わる革新的、知的資源を、自然無限応用エネルギー製品を供給する体制づくりを示すもの。</p>
--	--

No.	意見
3	<p>《全文》 戦略3について</p> <p>1, 中小企業の潜在知財発見力の増強</p> <p>中小企業の知的財産力を増進するために、特許関係料金の減免制度の拡大、手続書類作成支援ツールの提供、外国出願支援の拡充、ワンストップ相談窓口の整備、ベンチャー・中小企業支援体制の整備、地域中小企業のブランド構築支援等が2010計画では提言され、いずれもその効果が期待されるものと存じます。</p> <p>しかし、自らの業務に潜む知的財産を認識していないケースが多々あり、これら制度を活用しないままになっている中小企業が圧倒的に多いのが現状です。</p> <p>これら潜在知財を掘り起こすには、その企業の日常活動から知財を発見できる人材を企業内に置く以外にはないと存じます。</p> <p>また、企業全体が知財に関する一応の認識の下で活動することも、重要と存じます。</p> <p>つまり、中小企業に対する知財発見手法とその基本的な戦略認識の取得を行うための助成が十分なされることが第一であり、それらの取得がなされた結果として、上記のような施策が有効に生かされることとなるものと存じます。</p> <p>これについて、2010計画では知的財産戦略の普及啓蒙をテーマにされておられますが、中小企業が自らの潜在的な知財を認識するには、普及啓蒙のみでは難しいものと存じます。</p> <p>また、特許庁が行っているOL出願制度と、前記手続書類作成支援ツールは、自ら知財を発見した中</p>

小企業が直接出願手続を行う上で極めて便利なツールとなり、中小企業の積極的な知財取得が実現するものと存じます。

さらに、このような中小企業による直接的な出願経験は、中小企業内での知財意識をさらに活性化し、より高度な知財戦略をも会得するきっかけを作るものと存じます。

以上のことから、中小企業への各省が行われている各種助成金や開発委託には、その知財発見と取得に必要な経費をも含めて出資されると共に、知財戦略経験者から知財発見の手法や戦略を取得する為の費用を助成する制度と共に「知的財産戦略の普及啓蒙」を行っていただきたい。

2, 公的資金による研究成果のオープンアクセス確保

我が国のみならず世界中の企業に恩恵をもたらす可能性のある施策と存じます。

我が国の競争力確保のためには徹底した知財戦略を事前に行うシステムとしていただきたい。

この種の研究成果は、往々にして産業化が意図されていないものが多いが、公開後はそれを利用した発明が生じやすいものです。

それ故に、研究者の意図に左右されず、少なくとも公表される論文内容の産業化の可能性を事前に把握し、特許出願などの必要な処置を取るシステムの下で行って頂きたい。

そのような対策がないままに公表された場合は、納税者に対する機会喪失を招く危険があるものと存じます。

3, 外国企業から大学が受け入れる研究資金の拡大

少なくとも我が国の企業に対する実施許諾の自由を確保して行ってください。

大学等の人材を育成したのは我が国の税金であり、その納税者である我が国の企業に実施権が確保されるのは当然です。

《要旨》

中小企業に対する知的財産支援は、自ら保有する潜在的な知財の発見手法の取得から始めるべきである。

また、研究成果の公開や外国企業との連携は我が国産業界の機会喪失を招かないように配慮すべきである。

《全文》

4, 知的財産戦略大綱では、大学等の研究機関における知的財産は、機関帰属とするの基本方針に基づき、研究員の発明等の知的財産を大学等が所有するシステムが構築されました。

しかし、機関帰属が、個人では負担できない知財化の費用負担と、産学官連携による組織的な活用を目的とするのであれば、産業化が可能な研究成果の全てに、有効な知財を確保する責任を有するものと存じます。

しかし、科学的に独創的な研究成果であっても、発明とは認められない事例が多々存在し、そのような出願が、新たな知財の取得に足かせとなるという悪循環を招いているのが現状と存じます。

大学等の研究者は、基本的には科学的視点に基づき研究する科学者であり、産業的な効果を実現することを視点とする発明家ではない点が、このような問題を生む根幹と存ずる次第です。

そこで、研究成果を産業化するとの視点に立って、その問題点を明らかにし、必要な場合は、その技術的な問題の解決策を取り得る発明化組織(仮称)を大学等に設置する必要があるように存じます。

このようにすることで、研究成果が産業界においてどのように利用される可能性があるのか否かを科学的に、かつ具体的に明らかにすることが可能となると存じます。

そして、そのような点を明らかにしてこそ、研究成果の科学的な評価ではなく、産業的な評価を行い得るものであり、産学官の連携に知財の裏づけを持った研究成果を提供できるようになり、それが仮に外国企業との連携であっても、我が国の経済発展につながえるものと存じます。

《要旨》

大学等には、研究成果の産業化の可能性を追求する発明化組織を設置すべきである。

No.	意見
4	<p>私は、(社)日本技術士会の名誉会員と(社)土木学会終身会員です。日本技術士会は、機械部門から原子力・放射線部門に至る産業経済、社会生活に関する広範な科学技術分野の技術者集団を擁するわが国唯一の法人で、国家資格である技術士の試験に関して文部科学省の指定機関になっています。</p> <p>また、土木学会は、社会資本整備や地球環境問題、防災対策等に貢献する土木工学の進歩及び土木事業の発達を図り、学術文化の進展に寄与することを目的とする我が国土木工学関係技術者最大の学術団体であります。</p> <p>技術士は、科学技術に関する高度な知識と応用能力が認められた技術者で、科学技術の応用面に携わる知的財産推進計画2010の冒頭に述べられている諸課題を解決すべく、科学技術の担い手である技術士は、行動しています。</p> <p>この計画の説明文は、100 ページ近くありますが、「技術士」の用語は、皆無であり、これに関する説明もありません。また、「日本技術士会」やこの法人が熱心に実施している科学技術に関する教育「CPD(継続研鑽)」の用語も皆無であり、それに関する説明もありません。その訳は、説明文にある諸会議の有識者名簿を見ると、日本技術士会のように科学技術の研究成果を政策として社会に還元する組織からの委員が少ないことに原因しているように考えられます。</p> <p>日本技術士会や科学技術の研究成果を活用してわが国の社会資本整備や災害復旧、環境問題に深く関係している土木学会や国土交通省等に関する説明が不足しているようです。</p> <p>今後は、科学技術に関する政策や出来れば、有識者会議に日本技術士会のような科学技術に関係の深い法人を積極的に活用されるようお願いいたします。</p>

No.	意見
5	<p>P21 アクセスコントロール回避規制の強化(短期) の内容に刑事罰化を設ける文面があるが、アクセスコントロールの回避自体旧来メディアが対応できなくなった際新メディアに移行する為にユーザーにとっては必要不可欠な行為であり、罰則化すべきではないと考える。</p> <p>もしこれ等の規制を行えばユーザーがバックアップや残したいデータを移行できないだけでなく、場合によってはその音楽や映像等がロストし、後の世に残らない結果を招く事にもなりえる。</p> <p>またバックアップの取れない形式のメディアについてはCCCDのようにユーザー自体が手を出さなくなり、結果衰退し、市場を逆に冷え込ませる等の悪影響をもたらすであろう。</p> <p>これ等の事からアクセスコントロールについては罰則規制化や規制強化をすべきではない。</p>

No.	意見
6	<p>いずれの戦略にも関連する内容だが、知財を担う人材を育成するために全国共通の「知財教育センター」を主たる大学内などに設置してはどうか。</p> <p>「知財教育センター」の利用イメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校から社会人まで、どのような知財教育をするのが良いのか？を研究する場所として ・知財人材育成に関する情報を一元化する場所として ・一貫し系統だった知財教育を受ける場所として ・大学、大学院、社会人などの実際の知財教育の場所として ・知的財産協会、日本知財学会、弁理士会、知的財産教育協会などが実施している研修の会場として ・知的財産管理技能検定、弁理士試験の会場として <p>現状ではいろいろな組織、大学などが別々に知財人材育成教育を研究・実施しているが、統括した組織が無いので育成を受ける側としては系統だった能力開発ができていない。</p>

	<p>教育や研修内容に重複部分も多く非常に効率が悪い。 それら重複などを少しでも緩和し、かつ効率的に進めることでより早く人材を育成することができると思う。 また、多くの育成に関する知識をセンターに集約することで「国際標準化人材の育成方法」などのかなり難しい教育についての検討・実施も可能となる。 さらには、多種多様な知財人材が本センターで交流することになり、全体の知財レベルが向上する効果も大きいと考える。</p>
--	---

No.	意見
7	<p>《要旨》 アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入すること及びダウンロード違法化条項の撤廃を求める。何ら国民的コンセンサスを得ていない海賊版対策条約の署名・批准、有害無益なインターネットにおける今以上の知財保護強化、特に著作権の保護期間延長、補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大に反対する。今後真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が進むことを期待する。</p> <p>《全文》 最終的に国益になるであろうことを考え、各業界の利権や省益を超えて必要となる政策判断をすることこそ知財本部とその事務局が本当になすべきことのはずであるが、知財計画2010を見ても、このような本当に政策的な決定は全く見られない。知財保護が行きすぎて消費者やユーザーの行動を萎縮させるほどになれば、確実に文化も産業も萎縮するので、知財保護強化が必ず国益につながる訳ではないということを、著作権問題の本質は、ネットにおける既存コンテンツの正規流通が進まないことにあるのではなく、インターネットの登場によって新たに出てきた著作物の公正利用の類型に、今の著作権法が全く対応できておらず、著作物の公正利用まで萎縮させ、文化と産業の発展を阻害していることにあるのだということを知財本部とその事務局には、まずはっきりと認識してもらいたい。特に、最近の知財・情報に関する規制強化の動きは全て間違っていると私は断言する。</p> <p>例年通り、規制強化による天下り利権の強化のことしか念頭にない文化庁、総務省、警察庁などの各利権官庁に踊らされるまま、国としての知財政策の決定を怠り、知財政策の迷走の原因を増やすことしかできないようであれば、今年の知財計画を作るまでもなく、知財本部とその事務局には、自ら解散することを検討するべきである。そうでなければ、是非、各利権官庁に轡をはめ、その手綱を取って、知財の規制緩和のイニシアティブを取ってもらいたい。知財本部において今年度、インターネットにおけるこれ以上の知財保護強化はほぼ必ず有害無益かつ危険なものとなるということをきちんと認識し、真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が知財本部でなされることを期待し、本当に決定され、実現されるのであれば、全国民を裨益するであろうこととして、私は以下のことを提案する。</p> <p>(1)「知的財産推進計画2010」の「戦略2 コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進」について： a)一般フェアユース条項の導入について 第22ページに書かれている、一般フェアユース条項の導入について、ユーザーに対する意義からも、可能な限り早期に導入することを求める。特に、インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものである。</p> <p>最近とりまとめられた文化庁・文化審議会・著作権分科会の報告書において、写真の写り込みや許諾を得て行うマスターテープ作成、技術検証のための複製など、形式的利用あるいは著作物の知覚を目的とするのでない著作物の不可避的・付随的利用に対してのみ、しかも要件に「社会通念上、著作者の利益を不当に害しない利用であること」と加えるという極めて限定的な形でのみフェアユースを規定しようとしているが、これほど限定したのでは、これはもはや権利制限の一般規定の名に値しない。これでは、仮に導入されたところで、いつも通り権利者団体にとってのみ都合の良い形で新たに極めて狭く使いにくい「権利制限の個別規定」が追加されるに過ぎず、著作権をめぐる今の混迷状況が変わることはない。</p> <p>著作物の公正利用には変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利</p>

用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であることを考えれば、形式的利用あるいは著作物の知覚を目的とするのでない著作物の不可避的・付随的利用に限るといった形で不当にその範囲を不当に狭めるべきでは無く、その範囲はアメリカ等と比べて遜色の無いものとされるべきである。ただし、フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあってはならない。

権利を侵害するかもしれないか否かは刑事罰がかかるかからないかの問題でもあり、公正という概念で刑事罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようだが、かえって、このような現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。政府にあっては、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってもらいたい。

個別の権利制限規定の迅速な追加によって対処すべきとする意見もあるが、文化庁と癒着権利者団体が結託して個別規定すらなかなか入れず、入れたとしても必要以上に厳格な要件が追加されているという惨憺たる現状において、個別規定の追加はこの問題における真の対処たり得ない。およそあらゆる権利制限について、文化庁と権利者団体が結託して、全国民を裨益するだろう新しい権利制限を潰すか、極めて狭く使えないものとして来たからこそ、今一般規定が社会的に求められているのだという、国民と文化の敵である文化庁が全く認識していないだろう事実を、政府・与党は事実としてはっきりと認めるべきである。

b) 保護期間延長問題について

保護期間延長問題についても、第22ページに記載されているが、権利者団体と文化庁を除けば、延長を否定する結論が出そろっているこの問題について、文化庁が継続検討としていること自体極めて残念なことである。これほど長期間にわたる著作権の保護期間をこれ以上延ばすことを是とするに足る理由は何一つなく、知財計画2011では、著作権・著作隣接権の保護期間延長の検討はこれ以上しないとしてもらいたい。特に、流通事業者に過ぎないレコード製作者と放送事業者の著作隣接権については、保護期間を短縮することが検討されても良いくらいである。また今年、環太平洋経済連携協定(TPP)などの経済連携協定(EPA)交渉に絡み、保護期間延長などについて外国から不当な圧力がかけられる恐れもあるが、今ですら不当に長い著作権保護期間のこれ以上の延長など論外であり、そのような要求は不当なものとして毅然としてはねのけるべきである。

c) 海賊版対策条約(ACTA)について

今年度、文化庁と経産省でDRM回避規制について極めて拙速かつ危険な法改正の検討が同時に行われているが、その背景には、第20ページなどに書かれている模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の検討があるものと私には思える。このように、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含む条約交渉を、何ら国民的なコンセンサスを得ない中で、一部の者の都合から政府が勝手に行うなどおよそ論外であり、私は一国民として、このACTAの署名・批准に反対する。

d) 著作権法におけるいわゆる「間接侵害」への対応について

第22ページには「間接侵害」の明確化についても記載されている。セーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはならない。特に、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことである。確かに今は直接侵害規定からの滲み出しで間接侵害を取り扱っているのが不明確なところがあるのは確かだが、現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山の様に脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからの滲み出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来すことは目に見えているからである。知財計画2011においては、著作権法の間接侵害の明確化は、ネット事業・利用の著作権法上のセーフハーバーを確定するために必要十分な限りにおいてのみなされると明記してもらいたい。

さらに付言すれば、2011年1月のまねきTV事件最高裁判決などを受け、間接侵害についてさらに政

府内で検討が進められるものと思うが、1対1の信号転送機器を利用者からほぼ預かるだけのまねきTVのようなタイプのサービスまでカラオケ法理により著作権法上違法とすることは社会通念に照らしてあまりに厳しい。今の文化庁案の権利制限条項でこのようなサービスをすくい上げることなど到底不可能であり、このような最高裁判決をオーバーライトし、著作権者の保護と公正な利用との間での正しいバランスを回復するためにも、アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入するべきである。

e) DRM回避規制について

第21ページに、「アクセスコントロール回避規制の強化」という項目があり、文化庁と経産省においてそれぞれ著作権法と不正競争防止法の改正の検討が進められているが、2008年7月にゲームメーカーがいわゆる「マジコン」の販売業者を不正競争防止法に基づき提訴した事件で、2009年2月にゲームメーカー勝訴の判決が出ていることなどを考えても、現時点で、現状の規制では不十分とするに足る根拠は全くない。現状でも、不正競争法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされ、十二分以上に規制がかかっているのであり、これ以上の規制強化は、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない。

知財計画2011では、文化庁と経産省における不合理極まる今までの検討を白紙に戻し、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化は検討しないとされるべきである。

DRM回避規制に関しては、このような有害無益な規制強化の検討ではなく、まず、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的な領域でのコピーコントロール回避規制(著作権法第30条第1項第2号)の撤廃の検討を行うべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されない。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ない。

f) インターネット・サービス・プロバイダ (ISP) の責任について

第21ページに、「現行のプロバイダ責任制限法の検証を図った上で、実効性を担保するための制度改正の必要性について検討し、2010年度中に結論を得る」と書かれ、総務省においてプロバイダ責任制限法に関する検討が進められているが、動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられた「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権幫助罪で逮捕され、検察によって姑息にも略式裁判で50万円の罰金を課された「第(3)世界」事件や、1対1の信号転送機器を利用者からほぼ預かるだけのサービスが放送局に訴えられ、最高裁判決で違法とされた「まねきTV」事件等を考えても、今現在、カラオケ法理の適用範囲はますます広く曖昧になり、間接侵害や著作権侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的混乱が生じかねないという非常に危険な状態がなお続いている。間接侵害事件や著作権侵害幫助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうのでは、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であり、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならない範囲を著作権法上きちんと確定することは喫緊の課題である。ただし、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、絶対にあってはならないことである。

ISPの責任の在り方の検討について、知財計画2011に書き込む場合には、プロバイダに対する標準的な著作権侵害技術導入の義務付け等を行わないことを合わせ明記するとともに、間接侵害や刑事罰・著作権侵害幫助も含め著作権法へのセーフハーバー規定の速やかな導入を検討するとしてもらいたい。この点に関しては、逆に、検閲の禁止や表現の自由の観点から技術による著作権検閲の危険性の検討を始めてもらいたい。

g) ネット上の違法コンテンツ対策、違法ファイル交換対策について

やはり第21ページに、インターネット上の侵害コンテンツに対する新たな対策措置について書かれているが、このようなネット上の違法コンテンツ対策、違法ファイル共有対策について、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重しつつ対策を進めることを明記してもらいたい。この点においても、国民の基本的な権利を必ず侵害するものとなり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにつながる危険な規制強化の検討ではなく、ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、このような教育や公開情報の検索を行うクローリングと現行のプロバイダー責任制限法と削除要請を組み合わせた対策などの、より現実的かつ地道な施策のみに注力して検討を進めるべきである。

h) 二次創作(パロディ)の権利処理ルールパロディについて

第15ページに、「二次創作(パロディ含む)やネット上の共同創作の権利処理ルールを明確化する」と書かれているが、パロディなどの二次創作は、それ自体高い文化的意義・価値を有する独自の創作たり得るものであり、文化の発展を本来の目的とする著作権法によって完全に封殺されるべきものではない。今まで日本において、ジャンルによりかなり緩やかな二次創作ルールが慣習として存在し、このような慣習的な表現の自由度により表現の多様性が十分に確保され文化の発展がより促されて来たという事実があることを考え、検討においてそのルールが必要以上に規制的なものとなり文化の発展をかえって阻害することがないように十分留意するとここに明記するべきである。

また、フランスなどでパロディに関する著作権法上の権利制限が存在していることから分かるように、世界的に見ても、パロディなどの文化的意義・価値が認められていないなどということは決してない。政府・与党の検討にあつては、このような二次創作の文化的意義・価値をきちんと認めるべきであり、この点からも、どのような著作権法上のルールの検討も文化庁によって不当に規制的なものとされ文化の発展をかえって阻害しているという今の惨状を多少なりとも緩和するべく、アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入し、同時にパロディなどについてもすくい上げられるようにするべきである。

i) コンテンツに関する規制緩和について

第10ページなどに、アジア市場のコンテンツに関する規制緩和を促していくことが重要と書かれている。このようなことも無論重要であるが、今現在、東京都の青少年健全育成条例改正問題に代表されるように、児童ポルノ法の改正検討や、各地方自治体の青少年条例の改正検討などにより、今の日本のコンテンツ業界に不当な規制圧力が加えられている状態にあるということをそれ以上に重く見るべきである。児童ポルノ規制法と青少年条例改正のそれぞれの問題点については、下に改めて詳しく書くが、これらの規制圧力は、場合によっては今の日本のコンテンツ産業に壊滅的なダメージを与えかねないものである。一方でコンテンツ強化を核とした成長戦略の推進と言いながら、その一方でこのような表現弾圧の動きが政治・行政、特に警察庁を中心として激化している現状は片腹痛いとしか言いようがない。このような百害あって一利ない表現規制の動きは、日本の文化と経済の健全な発展のために到底看過できるものではない。政府・与党にあつては、民主主義の根本たる表現の自由すら脅かしている現在の不当な表現規制圧力について速やかに排除・緩和するための検討を開始するべきである。

(2) その他の知財政策事項について:

a) ダウンロード違法化問題について

文化庁の暴走と国会議員の無知によって、2009年の6月12日に、「著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合」は私的複製に当たらないとする、いわゆるダウンロード違法化条項を含む、改正著作権法が成立し、2010年の1月1日に施行されたが、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法規範としての力すら持ち得ない。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。

総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、中国政府の検閲ソフト「グリーン・ダム」導入計画に等しい、日本レコード協会による携帯電話における著作権検閲の提案が取り上げられ、最近の文化庁のパブコメでも、やはり日本レコード協会が、罪刑法定主義や情報アクセス権を含む表現の自由などの憲法に規定される国民の基本的な権利を踏みにじり自己の利益のみを最大化しようと、外形的に違法性の区別がつかないこのような私的行為に対して刑事罰を付加するようにと意見を出すなど、既に弊害は始めている。

そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような不合理極まる規制強化・著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ(文化庁HP<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html>)の意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではない)や知財本部へのパブコメ(知財本部のHP<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html>)の個人からの意見参照)を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このようなさらなる有害無益な規制強化・著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化は始めからなされるべきではなかったものである。文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を即刻削除するべきである。

b) 私的録音録画補償金問題について

権利者団体等が単なる既得権益の拡大を狙ってiPod等へ対象範囲を拡大を主張している私的録音録画補償金問題についても、補償金のそもそもの意味を問い直すことなく、今の補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大を絶対にするべきではない。

文化庁の文化審議会著作権分科会における数年の審議において、補償金のそもそもの意義についての意義が問われたが、今に至るも文化庁が、天下り先である権利者団体のみにおもねり、この制度に関する根本的な検討を怠った結果、特にアナログチューナー非対応録画機への課金については既に私的録音録画補償金管理協会と東芝間の訴訟に発展している。ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金について、権利者団体は、ダビング10への移行によってコピーが増え自分たちに被害が出ると大騒ぎをしたが、移行後2年以上経った今現在においても、ダビング10の実施による被害増を証明するに足る具体的な証拠は全く示されておらず、ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金に合理性があるとは到底思えない。わずかに緩和されたとは言え、今なお地上デジタル放送にはダビング10という不当に厳しいコピー制限がかかったままである。こうした実質的に全国民に転嫁されるコストで不当に厳しい制限を課している機器と媒体にさらに補償金を賦課しようとするのは、不当の上塗りである。

なお、世界的に見ても、メーカーや消費者が納得して補償金を払っているということはカケラも無く、権利者団体がその政治力を不当に行使し、歪んだ「複製＝対価」の著作権神授説に基づき、不当に対象を広げ料率を上げようとしているだけというのがあらゆる国における実情である。表向きはどうあれ、大きな家電・PCメーカーを国内に擁しない欧州各国は、私的録音録画補償金制度を、外資から金を還流する手段、つまり、単なる外資規制として使っているに過ぎない。この制度における補償金の対象・料率に関して、具体的かつ妥当な基準はどこの国を見ても無いのであり、この制度は、ほぼ権利者団体の際限の無い不当な要求を招き、莫大な社会的コストの浪費のみにつながっている。機器・媒体を離れ音楽・映像の情報化が進む中、「複製＝対価」の著作権神授説と個別の機器・媒体への賦課を基礎とする私的録音録画補償金は、既に時代遅れのものとなりつつあり、その対象範囲と料率のデタラメさが、デジタル録音録画技術の正常な発展を阻害し、デジタル録音録画機器・媒体における正常な競争市場を歪めているという現実、補償金制度を導入したあらゆる国において、問題として明確に認識されなくてはならないことである。

c) コピーワンス・ダビング10・B-CAS問題について

私はコピーワンスにもダビング10にも反対する。そもそも、この問題は、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げることによって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーにとっては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能するB-CASシステムの問題を淵源とするのであって、このB-CASシステムと独禁法との関係を検討するということを知財計画2011では明記してもらいたい。検討の上B-CASシステムが独

禁法違反とされるなら、速やかにその排除をして頂きたい。また、無料の地上放送において、逆にコピーワンスやダビング10のような視聴者の利便性を著しく下げる厳格なコピー制御が維持されるのであれば、私的録画補償金に存在理由はなく、これを速やかに廃止するべきである。

d) 著作権検閲・ストライクポリシーについて

まだ実施されてはいないが、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、携帯電話においてダウンロードした音楽ファイルを自動検知した上でそのファイルのアクセス・再生制限を行うという、日本レコード協会の著作権検閲の提案が取り上げられており、今現在、このような著作権検閲の提案が政府レベルで検討されかねない危険な状態にあるが、通信の秘密という基本的な権利の適用は監視の位置がサーバーであるか端末であるかによらないものであること、特に、機械的な処理であっても通信の秘密を侵害したことには変わりはないとされ、通信の秘密を侵害する行為には、当事者の意思に反して通信の構成要素等を利用すること(窃用すること)も含むとされていることを考えると、このような日本レコード協会が提案している著作権対策は、明らかに通信の秘密を侵害するものである。

また、本来最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行うことは、それ自体プライバシー権を侵害するものであり、プライバシーの観点からも、このような措置は導入されるべきでない。

最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行う日本レコード協会が提案している違法音楽配信対策は、技術による著作権検閲に他ならず、憲法に規定されている表現の自由(情報アクセス権を含む)や検閲の禁止に明らかに反するものであり、通信の秘密や検閲の禁止、表現の自由、プライバシーといった個人の基本的な権利をないがしろにするものである、このような対策は絶対に導入されるべきでなく、また技術支援・実証実験等として税金のムダな投入がなされるべきではない。

同じく、フランスで今なお揉めているネット切断型のストライクポリシー類似の、ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対して警告メールを送付することなどを中心とする電気通信事業者と権利者団体の連携による著作権侵害対策の検討が、警察庁、総務省、文化庁などの規制官庁が絡む形で行われ、さらにネット切断までを含むストライクポリシーを著作権団体が求めているが、このような検討も著作権検閲に流れる危険性が極めて高い。

フランスで導入が検討された、警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーは、2009年6月に、憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関係する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられるとされ、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものとして、真っ向から否定されている。ネット切断に裁判所の判断を必須とする形で導入された変形ストライク法も何ら効果を上げることなく、フランスでは今なおストライクポリシーについて大揉めに揉めている。日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととすべきであり、警察庁などが絡む形で検討が行われている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることが担保されなくてはならない。

これらの提案や検討からも明確なように、違法コピー対策問題における権利者団体の主張は常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。

e) 著作権等に関する真の国際動向について国民へ知らされる仕組みの導入について

また、WIPO等の国際機関にも、政府から派遣されている者はいると思われ、著作権等に関する真の国際動向について細かなことまで即座に国民へ知らされる仕組みの導入を是非検討してもらいたい。

f) 天下りについて

最後に、知財政策においても、天下り利権が各省庁の政策を歪めていることは間違いなく、知財政策の検討と決定の正常化のため、文化庁から著作権関連団体への、総務省から放送通信関連団体・企業への、警察庁からインターネットホットラインセンター他各種協力団体・自主規制団体への天下りの禁止を知財本部において決定して頂きたい。(これらの省庁は特にひどいので特に名前をあげたが、他の省庁も含めて決定してもらえらるなら、それに超したことはない。)

g) 環太平洋経済連携協定(TPP)などの経済連携協定(EPA)に関する検討について

今年は、環太平洋経済連携協定(TPP)などの経済連携協定(EPA)交渉に絡み、著作権の保護期間延長、DRM回避規制強化、ISPの間接侵害責任、法定賠償制度などについて外国から不当な圧力がかけられる恐れもあるが、上で書いた通り、今ですら不当に長い著作権保護期間のこれ以上の延長など論外であり、アメリカで一般ユーザーに法外な損害賠償を発生させ、その国民のネット利用におけるリスクを不当に高め、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにしかつなげていない法定賠償のような日本に全くそぐわない制度の導入や、責任制限を通じた実質的検閲のISPに対する押しつけや、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化など断じてなされるべきでなく、そのような要求は明らかに不当なものとして毅然としてはねのけるべきである。

(3) その他一般的な情報・ネット・表現規制について

前々回の知財計画改訂において、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目は削除されたが、常に一方的かつ身勝手な主張を繰り返す自称良識派団体が、意味不明の理屈から知財とは本来関係のない危険な規制強化の話を知財計画に盛り込むべきと主張をしていくことが十分に考えられるので、ここでその他の危険な一般的な情報・ネット・表現規制強化の動きに対する反対意見も述べる。今後も、本来知財とは無関係の、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目を絶対に知財計画に盛り込むことのないようにしてもらいたい。

a) 青少年ネット規制法・出会い系サイト規制法について

そもそも、青少年ネット規制法は、あらゆる者から反対されながら、有害無益なプライドと利権を優先する一部の議員と官庁の思惑のみで成立したものであり、速やかに廃止が検討されるべきものである。また、出会い系サイト規制法の改正は、警察庁が、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過ごされて可決され、成立したものである。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反している、この出会い系サイト規制法の改正についても、今後、速やかに元に戻すことが検討されるべきである。

b) 児童ポルノ規制・サイトブロッキングについて

児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。

閲覧とダウンロードと取得と所持の区別がつかないインターネットにおいては、例えば児童ポルノにせよ、情報の単純所持や取得の規制は有害無益かつ危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものとなる。「自身の性的好奇心を満たす目的で」、積極的あるいは意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えたところで、エスパーでもない限りこのような積極性を証明することも反証することもできないため、このような情報の単純所持や取得の規制の危険性は回避不能であり、思想の自由や罪刑法定主義にも反する。繰り返し取得としても、インターネットで2回以上他人にダウンロードを行わせること等は技術的に極めて容易であり、取得の回数の限定も、何ら危険性を減らすもので

はない。

児童ポルノ規制の推進派は常に、提供による被害と単純所持・取得を混同する狂った論理を主張するが、例えそれが児童ポルノであろうと、情報の単純所持ではいかなる被害も発生し得えない。現行法で、ネット上であるか否かにかかわらず、提供及び提供目的の所持まで規制されているのであり、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は許され得ない。そもそも、最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ることは、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利からあってはならないことである。

アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されているが、このような対象の拡大は、児童保護という当初の法目的を大きく逸脱する、異常規制に他ならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現において、いくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があるとする客観的な証拠は何一つない。いまだかつて、この点について、単なる不快感に基づいた印象批評と一方的な印象操作調査以上のものを私は見たことはないし、虚構と現実の区別がつかないごく一部の自称良識派の単なる不快感など、言うまでもなく一般的かつ網羅的な表現規制の理由には全くならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現が、今の一般的なモラルに基づいて猥褻だというのなら、猥褻物として取り締まるべき話であって、それ以上の話ではない。どんな法律に基づく権利であれ、権利の侵害は相対的にのみ定まるものであり、実際の被害者の存在しない創作物・表現に対する規制は何をもっても正当化され得ない。民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを危うくすることは絶対に許されない。

単純所持規制にせよ、創作物規制にせよ、両方とも1999年当時の児童ポルノ法制定時に喧々囂々の大議論の末に除外された規制であり、規制推進派が何と言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法事実の変化はいまだに何一つない。

インターネット協会の児童ポルノ流通防止対策専門委員会などにおいて、警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明な中間団体を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、ブロッキング等を行うとする検討が行われているが、いくら中間に団体を介しようと、一般に公表されるのは統計情報に過ぎず、児童ポルノであるか否かの判断情報も含め、アドレスリストに関する具体的な情報は、全て閉じる形で秘密裏に保持されることになるのであり、インターネット利用者から見てそのリストの妥当性をチェックすることは不可能であり、このようなアドレスリストの作成・管理において、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このようなリストに基づくブロッキング等は、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由(知る権利・情報アクセスの権利を含む)や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないのであり、小手先の運用変更などではどうにもならない。このような非人道的な検討しか行い得ない児童ポルノ流通防止対策専門委員会などは即刻解散されるべきである。

サイトブロッキングについても、総務省なり警察なり天下り先の検閲機関・自主規制団体なりの恣意的な認定により、全国民がアクセスできなくなるサイトを発生させるなど、絶対にやってはならないことである。児童ポルノ規制法に関しては、既に、提供及び提供目的での所持が禁止されているのであるから、本当に必要とされることは今の法律の地道なエンフォースであって有害無益かつ危険極まりない規制強化の検討ではない。DVD販売サイトなどの海外サイトについても、本当に児童ポルノが販売されているのであれば、速やかにその国の警察に通報・協力して対処すべきだけの話であって、それで対処できないとするに足る具体的根拠は全くない。警察自らこのような印象操作で規制強化のマッチポンプを行い、警察法はおろか憲法に精神にすら違背していることについて警察庁は恥を知るべきである。例えそれが何であろうと、情報の単純所持や単なる情報アクセスではいかなる被害も発生し得えないのであり、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由(知る権利・情報アクセスの権利を含む)や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないサイトブロッキングは導入されてはならないものであり、児童ポルノ規制法に関して検討すべきことは、現行ですら過度に広汎であり、違憲のそしりを免れない児童ポルノの定義の厳密化のみである。

なお、民主主義の最重要の基礎である表現の自由に関わる問題において、一方的な見方で国際動向を決めつけることなどあってはならないことであり、欧米においても、情報の単純所持規制やサイトブロッキングの危険性に対する認識はネットを中心に高まって来ていることは決して無視されてはならない。例えば、欧米では既にブロッキングについてその恣意的な運用によって弊害が生じていることや、アメリカにおいても、2009年に連邦最高裁で児童オンライン保護法が違憲として完全に否定され、連邦控訴裁でカリフォルニア州のゲーム規制法が違憲として否定されていること、ドイツで児童ポルノサイトブロッキ

ング法は検閲法と批判され、その施行は見送られ、現在完全廃止に向け検討が進められていること (http://www.zdnet.de/news/digitale_wirtschaft_internet_ebusiness_bundestag_beraet_ueber_abschaffung_des_internetzensurgesetzes_story-39002364-41545723-1.htm 参照)なども注目されるべきである。スイスの2009年の調査でも、2002年に児童ポルノ所持で捕まった者の追跡調査を行っているが、実際に過去に性的虐待を行っていたのは1%、6年間の追跡調査で実際に性的虐待を行ったものも1%に過ぎず、児童ポルノ所持はそれだけでは、性的虐待のリスクファクターとはならないと結論づけており、児童ポルノの単純所持規制・ブロッキングの根拠は完全に否定されているのである (<http://www.biomedcentral.com/1471-244X/9/43/abstract> 参照)。欧州連合において、インターネットへのアクセスを情報の自由に関する基本的な権利として位置づける動きがあることも見逃されてはならない (<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/09/491&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en> 参照)。政府・与党内の検討においては、このような国際動向もきちんと取り上げるべきである。

自民党・公明党から、危険極まりない単純所持規制を含む児童ポルノの改正法案が国会に提出されているという危険な状態が今なお続いているが、政府・与党においては、児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないこととして、危険な法改正案が2度と与野党から提出されることが無いようにするべきである。かえって、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけてもらいたい。

また、様々なところで検討されている有害サイト規制についても、その規制は表現に対する過度広汎な規制で違憲なものとしか言いようがなく、各種有害サイト規制についても私は反対する。

c) 東京都青少年健全育成条例他、地方条例の改正による情報規制問題について

東京都でその青少年健全育成条例の改正が検討され、非実在青少年規制として大騒ぎになったあげく、2010年12月に、当事者・関係者の真摯な各種の意見すら全く聞く耳を持たれず、数々の問題を含む条例案が、都知事・東京都青少年・治安対策本部・自公都議の主導で都議会で通された。通過版の条例改正案も、非実在青少年規制という言葉こそ消えたものの、かえって規制範囲は非実在性犯罪規制とより過度に広汎かつ曖昧なものへと広げられ、有害図書販売に対する実質的な罰則の導入と合わせ、その内容は違憲としか言わざるを得ない内容のものである。また、この東京都の条例改正にも含まれている携帯フィルタリングの実質完全義務化は、青少年ネット規制法の精神にすら反している行き過ぎた規制である。さらに、大阪や京都などでは、児童ポルノに関して、法律を越える範囲で勝手に範囲を規定し、その単純所持等を禁止する、明らかに違憲な条例案の検討まで進められている。

これらのような明らかな違憲条例の検討・推進は、地方自治体法第245条の5に定められているところの、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるに足ると考えられるものであり、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すべきである。また、当事者・関係者の意見を完全に無視した東京都における検討など、民主主義的プロセスを無視した極めて非道なものとしか言いようがなく、今後の検討においてはきちんと民意が反映されるようにするため、地方自治法の改正検討において、情報公開制度の強化、審議会のメンバー選定・検討過程の透明化、パブコメの義務化、条例の改廃請求・知事・議会のリコールの容易化などの、国の制度と整合的な形での民意をくみ上げるシステムの地方自治に対する法制化の検討を速やかに進めてもらいたい。また、各地方の動きを見ると、出向した警察官僚が強く関与する形で、各都道府県の青少年問題協議会がデタラメな規制強化騒動の震源となることが多く、今現在のデタラメな規制強化の動きを止めるべく、さらに、中央警察官僚の地方出向・人事交流の完全な取りやめ、地方青少年問題協議会法の廃止、問題の多い地方青少年問題協議会そのものの解散の促進についても速やかに検討を開始するべきである。

No.	意見
8	<p>現代のネットシステムに適さず、デメリットの方がはるかに大きいダウンロード違法化の撤回を求める。パロディ、二次創作物は現在一つの文化として定着しているが、著作権法がそれに対応できていない。ましてや、非親告罪化するなどということは、警察が自身の権力を増やすだけで消費者や作家にはなんのメリットもない。警察権力の不当介入を決して許さない形での改正を望む。</p> <p>いわゆるマジコン禁止を目的としたコピー禁止立法は、マジコン防止にとどまらず範囲が異常に広い。また、一般感覚に照らし合わせて合法的な事柄まで、違法化されてしまう。このような過剰規制には反対。</p> <p>児童ポルノブロッキングに反対。現在までの制度で不法情報の遮断は十分に可能であり、ブロッキングの必要性は皆無。そもそも日本における児童ポルノサイトは数が少ないということはイギリスの調査機関によってあきらかにされている。</p> <p>コンテンツに対する規制の緩和を求める。現在、創作物に対して児童ポルノや男女参画社会の観点から規制をかけようとする動きがあるが、歴史的にみても海外の例にしてもこのような規制は社会に害を与えることしかない。また、天下りの温床となることも容易に想像できる。このような警察権力の暴走は他省庁でしっかりと食い止めていただきたい。</p> <p>各地の青少年健全育成条例(青少年福祉条例等の場合もある)に一制見直しを求める。東京都条例で昨今問題となった創作物規制はもちろんのことだが、インターネットへの制限についても青少年の情報へのアクセス権を不当に制限するものである。</p> <p>多数の反対を押し切って警察が無理やり行った「出会い系サイト」規制も、なんら効果をはつきしなかった。そもその方法論がまったく間違っている。情報リテラシー教育こそが必要なのであって、フィルタリングをはじめとした情報遮断は害悪と呼ぶほかない。</p>

No.	意見
9	<p>《要旨》</p> <p>1 「その他」</p> <p>①この「意見募集」の扱い、意見反映について</p> <p>②計画の主目的について</p> <p>③関係会議メンバーの構成について</p> <p>2 「戦略2」</p> <p>①マジコン、アクセスコントロール回避の問題について</p> <p>②スリーストライク制度について</p> <p>③フェアユースについて</p> <p>④著作権侵害の「非親告罪化」について</p> <p>⑤電子書籍化と公共図書館について</p> <p>⑥ACTA 条約について</p> <p>⑦プロバイダ責任制限法改正について</p> <p>⑧間接侵害規定について</p> <p>3 「戦略3」</p> <p>青少年健全育成条例、児童ポルノのネットブロッキング政策、内閣府や各自治体の「男女共同参画計画」中の「表現規制」計画項目について</p> <p>《全文》</p> <p>1 「その他」</p> <p>①この「意見募集」の扱い、意見反映について</p> <p>この「意見募集」で集まった意見の「結果公表」は、できれば各集まった意見の全文公表という形で、また、どういう意見がどのくらい集まっているのか、国民からの意見が計画にきちんと反映されているのか検証できる形で公表してもらいたい。都合の悪い意見は公表しないということはやめて欲しい。</p> <p>集まった意見を見無視しないで計画にきちんと反映してもらいたい。先の著作権法関係の分科会、会議</p>

では、傍聴した方の話によると、集まった意見に対し会議委員長が会議メンバーに意見や発言を求め、何も無いということ、国民からの意見を会議上でとりあげていないと見受けられるが、このようなことは、貴重な時間を割いて歳費も公給ももらっていないのに意見を送った国民各自に大変失礼なことである。会議メンバーにも、集まった意見を尊重することを望みたい。

②計画の主目的について

この計画は「知的財産推進計画」という名称だが、マジコン、アクセスコントロール回避の問題、スリープストライク制度、ACTA 条約、プロバイダ責任制限法改正、また、公共図書館の電子化に伴い「有料貸出制」に繋がるような項目や内容が盛りだくさん。これでは「規制」推進計画である。先日、とある関係会議を傍聴したところ、海外への売り込みのことよりも自国民への規制の話ばかりという印象を受けた。この計画は約 1000 億円の血税予算（電子書籍化を考えたらさらに 1000 億円かかるのではないか？）の投入が予定されているが、これは権利者や関係業界の人間だけでなく、他の国民の血税でもある。過剰な規制によるネット規制や著作権法、プロバイダ責任制限法等の危険な改正による処罰や冤罪の危険を受けるために莫大な血税が投入されるということは、国民に自分の首をしめる縄を買わせるために税金を払わせているようなものである。このようなことに莫大な血税をかけるならば、口蹄疫や鳥インフルエンザ対策、災害復興の方に予算をまわすべきである。

③関係会議メンバーの構成について

先のコンテンツ強化専門調査会第 5 回のオブザーバーであった萩野正昭氏に当該会議の「レギュラーメンバー」になって頂きたい。萩野氏は、既存の「既得権益」だけの視点ではなく「新しいものを作る」という視点を持っているように見受けられ、他にも萩野氏でないとダメと言ってくれない、言えないであろう説得力ある光る発言が多々あった。こういうフレッシュな方も是非レギュラーメンバーに加えて頂きたい。

また、会議を傍聴して思うに、「権利者」「業界関係者」とその利害関係人の視点ばかりであり、「一般利用者」「一般消費者」の視点は一部を除きほとんど感じない。この計画には莫大な血税が投入されている上に、関係法、例えば著作権法にしてもこれは「文化の発展」のための万人の法であり、一部権利者だけのための法律ではない。「利用者」「消費者」の視点も持てるメンバーをもっと関係会議のメンバーに入れてもらいたい。

さらに、アメリカやヨーロッパだけではなく、例えば、中南米の著作権法や知財戦略はどうなのか、規制を厳しくする動きをする国だけではないといった、「世界的」な視点がいまひとつ弱い。「自国民だけが規制バリバリ、他国は自由、知財「ハブ」になっている」という本末転倒な話にならないためにも、この点、もう少し違った、世界的な視点をもてるメンバーも関係会議メンバーに加えるべきである。

2 「戦略2」

①マジコン、アクセスコントロール回避の問題について

この件については、マジコン機器自体の規制強化を目指しているのか、この規制強化は対自国民を主体としているのか、それとも海外の違法取り締まりを主体としているのか、また、機器自体だけではなく、例えば、DVD やゲーム機の利用形態の規制まで目指しているのか、はたから見ていると何を狙っているのか、大変わかりづらい。

この規制強化によって、国民は今後何ができなくなるのか、何を禁止されるのか、例えば、既に持っている「ダビング10」の DVD 機器の利用にあたり今後はこの「ダビング10」や私的録画までできなくなるのか、この録画した機器や DVD ソフト等の破棄まで求められることになるのか、所謂「MAD」動画の規制強化を目指しているのか、この点をもっとわかりやすく明らかにすべきである。そもそも一体何をしたいのかわからない。

なお、「ダビング10」については、その分、機器に値段が反映されているという前提で既に購入している利用者、消費者も存在するわけで、この規制強化によって今後はこれができなくなると、この場合、「返金」はしてくれるのか？「返金」の問題は別にしてもこうなると、それを買った国民に対する国家的な「詐欺」である。

また、「MAD」については、所謂、「パロディ」はどうなるのか？中には絵も文も BGM も元とかけはなれてオリジナルと化しているものもあり、その違法判断が難しいものも考えられる。判断が微妙なこともあり、「過剰委縮」となると、怖くて自分が描いた絵一枚ネット利用できないという事態も考えられるので、この点については、パロディについての「フェアユース」をしっかりとってから動くべきであり、これを考えないで規制先行は危険な「先走り」である。

②スリーストライク制度について

これは「著作権検閲」であり導入するべきではない。いち個人が大きな業界から言われて「アウト」になっても、いち個人では裁判という反論手段はかなりの負担であり、事実上の「泣き寝入り」を強いられるしまうおそれが高い。裁判以外の、いち個人でも金銭面等負担の少ない反論手段もなくこのような制度を導入しては、過剰委縮のこともあり、「ネット殲滅」である。また、現在、政府の方で反対が多いにもかかわらず児童ポルノのネットブロック政策を進めており、さらに内閣府男女共同参画局の男女共同参画計画にも「性」「暴力」描写(漫画やアニメも含む)に対するネットブロック計画項目も存在している。これだけでも相当な予算が必要となるが、これ以上このような規制政策にかかる財政余裕がこの国にあるのか大変疑問であるし、他に予算をかけるべきところがある。さらに、海外ではこのような制度をとっていない国があると、何故我が国だけがこのようなことをして規制を強いられるのか、何故、自国民だけ縛るのか、疑問がますます増してくる。

③フェアユースについて

今回決定した「フェアユース」案であるが、ないよりはマシという程度で、しかも関係会議委員ですら、「みんな残念がるだろう」「がっかりするだろう」と言っている代物で、このような「がっかりもの」を何故、国民に法律として押し付けるのか全く理解に苦しむ話である。この計画からして規制の話ばかりである上に、また、万が一にでも著作権侵害が「非親告罪」となった日には、国民は絵一枚ネット等で利用するにも過剰委縮、さらには冤罪の危険、別件逮捕への利用等、「恐怖国家」化してしまう。このようなことを考えると、この「フェアユース」というのは、「プロバイダ責任制限法」とならび、「安全への砦」と言える。パロディの保護も合わせ、「一般規定」の導入を真剣に考えてもらいたい。ブラジルの著作権法(改正版)はパロディ保護やフェアユース妨害防止等、利用者視点も考慮しているように思えるが、これもいち参考にして見習うべきである。「判例、前例がない」という反対理由もあるかもしれないが、何事も「前例のなかった」ことはないだろうし、著作権法は一部権利者のためのものではない、しかも権利者自身も他の権利者から過剰規制をうける可能性もあるわけで、権利者にとっても無関係、損な話ではない。

④著作権侵害の「非親告罪化」について

著作権侵害の「非親告罪化」は絶対にやめてもらいたい。権利者の告訴なしに捜査等が発動するということは、権利者各自を超えて著作権を国家が管理するということになるが、文化を国家が管理するというのは、ファシズム国家が大好きなことであり我が国がやるべき体制ではない。また、恣意的な捜査利用の危険も高い上に冤罪の危険もある。いまだ冤罪問題や取調可視化問題が解決していないことも忘れないで頂きたい。過剰委縮の点もあり、この計画が目指す「知財推進」という目的にもそぐわないことであり、「地獄行きの切符」は切らないでもらいたい。

⑤電子書籍化と公共図書館について

電子書籍化に伴い、公立図書館の貸出が「有料化」するとして、こうなると紙媒体の図書館運営が衰退するおそれも否定できない。国民全員がネット利用、携帯利用しているわけではなく、高齢化社会のこともある。紙媒体しか読めない環境にある国民のことも考えてもらいたい。ヨーロッパの方ではフランスが1000億円かけたという話だが、そもそもネットや携帯を持っていない、利用していない国民にとっては「何得？」な話であるし、莫大な血税をかけて公立図書館の電子化、紙媒体は今後貸出等利用できないという展開になっては電子環境にない国民にとって「踏んだり蹴ったり」である。

また、そもそも公立図書館は営利事業の会社ではない。業界の「出店」のようなことが主体になるのはその趣旨に合致しない。電子書籍の貸出については民間業界にまかせるべきである。

また、これに絡み、「著作隣接権」を創設し、出版社に「著作隣接権」を与えるという話もでていたが、これは「違法物の取り締まり権」が欲しいという話なのか？ そうだとしたら、権利者と出版社で「取り締まり希望」が違う場合や、権利者がその出版社自身を取り締まりたいと思った場合どうなるのか？ そもそも何故、権利者が著作権自体を出版社に譲渡しないのか、そこまで「バラ売り」をすることは著作権の本体自体の譲渡に等しいのか、この点、基本から考える必要があり、安易に決定すべき話ではない。また、「違法物取り締まり権」については、民法の方で考える、発展させる方法もあるのではないか。

⑥ACTA 条約について

この条約については、そもそもどのような経緯や話し合いがあったのか議事録等の公開がされていないこともあり、成立自体に大変不透明なものを感じる。公表されている「概要」やその記載されている各日時等を総合して見るに、この条約の「言いだしっぺ」はそもそも日本ではないと思える。日本でないならば、日本に有利な条件を言うことも可能、さらには条約加入をしないことも不可能ではない。まず、こ

の条約の経緯や議事録等、関係資料を公表、明らかにするべきである。我が国がこれに関し「拠出金」「協力金」等をだしているならばその金額も公表するべきである。

この条約であるが、海外ではどのぐらいの国が加入する予定なのか、一番入って欲しい国は入るのか、各国この条約に対し国内法等何をどうするつもりなのか、その加入状況によっては我が国の国民だけが厳しい規制を強いられ損をすることになる上に、この条約をどう自国の国内法におとしこめるのか、おとしこむつもりなのかも不明である。国内的な関係法律等のコンセンサス、戦略もなしに条約だけ先行しても自国が損するだけである。外務省だけが先走するような展開はやめて欲しい。そもそもこの条約加入を希望している国民が日本中にどのぐらいいるのか、それほど多くの国民に熱望されている条約なのか自体不明、疑問である。また、万が一でも規制強化のための「外圧」としてこの条約を利用するのだとしたら、自国民を愚弄するような話である。

⑦プロバイダ責任制限法改正について

前述の通り、この法律は「フェアユース」と並び、「国民の安全の砦」である。プロバイダの責任を今以上に過重する、プロバイダに過剰な自粛削除を促すような法改正はやめてもらいたい。刑事免責、民事免責についても、プロバイダが「泣き寝入り」、ひいては各一般利用者が「泣き寝入り」するような改正にするのはやめて欲しい。まして前述のように、「スリーストライク」の導入は検閲に等しいので絶対に導入するべきではない。これも相当な予算が必要だと思うが、そんな財政余裕はこの国にはない。

⑧間接侵害規定について

所謂、「リンク」を張っただけでは、その著作物自体を複製や翻案等したわけではなく、権利者の「著作権」侵害自体していない。また、全世界網である WEB 世界において、リンクをはられて困るようなものはそもそも権利者各自、WEB 上にアップするべきではない。

リンク先の物自体の違法性については間接リンクではなくその直接原因となっている物自体を問うべきである。無制限に責任範囲が拡大するおそれもあるし大変危険な規定である。

こう考えると、この間接侵害規定は、権利者自身の権利保護とは関係ないねらいがあると思われるがこの点どうなのか？

また「リンクをはった」だけで犯罪となると、怖くてリンクなどはれない、過剰委縮がおり、WEB の全世界網という存在意義がなくなる、誰も利用できない、「ネット殲滅」である。

さらに、間接侵害規定をもうけ規制を促進している場合ではない。官公庁の HP だが、中にはリンクをはるのに連絡や許可を必要とする省庁もあるが、国民の血税でその HP を作っているが、しかも国民に広く情報を拡散することはむしろ公益、各省庁の存在理由に沿うはずなのにこれはどういうことか？この点、リンクフリーの省庁もあるわけで、連絡等を必要としている省庁はこの点、改めてもらいたい。そんなに WEB 上に官公庁自身がアップした公の情報を国民間で拡散されるのがいやなのか？理解に苦しむ。

3 「戦略3」

青少年健全育成条例、児童ポルノのネットブロッキング政策、内閣府や各自治体の「男女共同参画計画」中の「表現規制」計画項目について

東京都の青少年健全育成条例や各地の青少年健全育成条例等、ネットブロッキング政策、児童ポルノ禁止法の「児童ポルノ」に、実在する児童ではない架空のキャラクターが描写されている漫画やアニメも対象になるのか、内閣府や各地の男女共同参画計画やその案等、過剰にして解釈困難、目的に対する効果不明な「表現規制」が入っている、入れようという動きがある。実際、東京都の当該条例により、漫画だけではなく小説の方も過剰委縮が発生してきている。このような「表現規制」政策については反対の声も多いが、創作現場やクリエイター、ネット業界も含む業界への委縮効果も大きい。「創作現場の危機」とも言える状況だが、この点、このような「表現規制」の動きをそのまま、加速させて、なおかつ、この知財推進計画を進めたところで、創作現場や業界が委縮して作品をだせない中、1000 億円かけて海外に売り込もうにも、物自体が生まれにくい、創作しにくいという「穴のあいたザルに水を注ぐ」ような無駄なことになってしまう。

また、先の内閣府「国民の声」意見募集でも、集まった意見のトップ10、ことごとくこれら一連の表現規制に対する反対項目、反対の声である。同じく内閣府の「おかしなルールの見直し」意見募集結果でも、この表現問題に関する反対的な項目意見が多く集まっていると思われる(これについては内閣府にはもっと詳しく正しく意見結果公表をしてもらいたい)。

一連の「表現規制」に対する対策も必要であると思うが、この点、行政各所や地方自治体による表現

規制を防止するための「分科会」「WG」の設立が急務である。この計画関係会議がこの「分科会」と連携する、または、一連の表現規制問題についても考える必要がある。このままでは、莫大な血税をかけても表現規制問題があるせいで知財推進の効果もなく、単に、関係省庁や業界の「予算とポストのぶんどり合戦」で終わる、国民には何も得るものがないという結果になってしまう。

No.	意見
10	<p>《要旨》</p> <p>戦略3知的財産の産業横断的な強化策については、産業種別により異なる研究開発・製品化システム、事業に必要な知的財産権を、正確なデータに基づき分析把握した上で、対応施策を構築する必要があるが2010ではこの点が欠如している。戦略1国際標準化特定分野戦略においては、医事法、薬事法等の規程との整合性、国際的な安全基準への整合を留意すべきである。</p> <p>《全文》</p> <p>I 戦略3知的財産の産業横断的な強化策</p> <p>1. “ベンチャー・中小企業や地域における知的財産権を促進し、国内のみならず世界でも通用する事業を生み出す”に著作権保護の施策が欠如している。</p> <p>最近のベンチャー系の中小企業はウエアハウス等 IT 関係の企業が多いが、知的財産戦略 2010 の目標指標で指導する知的財産権は特許やノウハウのみであり、著作権による保護の指導が欠如している。これは新時代の産業種の誤認と管轄官庁の縦割り行政の弊害(経産省関連、特許、ノウハウ:文科省関連、著作権)によるものと思われるが、産業種ごとに適切な知的財産権の保護を行うとの基本姿勢が欠如している。特許権と異なり著作権は未登録であっても権利として認められるため、日本の IT 関係の中小企業は無数の著作権(知的財産権)を未登録のまま保有している。中小企業を持つ膨大な著作権の実態を把握し活用方法の指導を行う事も、日本の中小企業育成のため必要であるが、この問題を省庁横断的に話し合うと共に弁理士会、弁護士会、公認会計士会等関連士業の協力を求めることが必要であると思う。</p> <p>2. “産学官共創力を世界最高水準に引き上げる”に日頃行われている企業と大学、公立研究機関との共同研究をより合目的かつ円滑に行うための共同研究システム改善に関する施策が無い。</p> <p>産学連携の強化が重点課題として挙げられている。日本のバイオ産業は、産業界から日本の大学へ拠出される資金のうち約4割を負担すると言われており、大学がバイオ業界の産学連携成果への要望を適格に把握すれば大学へのより盛んな研究投資が見込まれる。一方、バイオ業界は電機・機械業界とは異なり、一つの特許で一つの製品を保護することが可能で、製品を上市するまでに長期間の莫大な研究開発投資を行う必要があるため、一企業単独で知的財産権を所有しようとする意識が強い。このため、主軸製品を保護する知的財産権に関して、電機業界のように複数の企業が集合して製品化研究を行い知的財産権をシェアすることは稀である。</p> <p>また、バイオ産業の中でも医薬品、食品、化粧品、診断薬等の開発においては各業界独特の研究開発・製品化システムがあり、これらの事業における知的資産の役割も多様である。このような状況で、大学がバイオ産業の期待に応えた産学連携を行うためには、単に複数の企業が参加する大型プロジェクトを立ち上げるだけではだめで、日頃の個々の企業と大学との協議の中で、業種別により異なる研究開発・製品化システム、事業における知的資産の果たす役割等を理解した上で、産業のニーズに則した研究課題を把握し、その課題を解決する技術を創出することが必要である。そのような共同研究体制が構築できれば、単に共同研究結果が製品化に寄与するだけでは無く、研究に関与する大学院生等の企業への就職状況が向上することも期待される。</p> <p>更に、日頃行われる個々の企業と大学との共同研究等のシステムに関して、現在、殆どの国立大学法人や公立機関は、電機・機械産業の大型プロジェクト用に構築された共同研究システムを援用しているため、独法化前に比べ産学双方の自由度が制限され、成果共有の柔軟性も欠けているため、共同研究の円滑な履行に支障が生じているケースが多い。日常的な企業と大学との共同研究を促進するためにも、バイオ研究の特殊性や製品化の不確実性も理解した上で、研究成果の利益配分や研究資金の自由度に柔軟性を持たせた共同研究システムを導入すべきである。</p>

	<p>なお、知的財産推進計画 2010 の産学連携に関して用いられた参考資料“日米欧における産業技術移転”、“大学における外国由来の研究費”に関する議論と導かれた目標数値に以下の点で疑義がある。</p> <p>日本はバイオ技術においては研究の中心が国立大学法人であるが、米国では一部の州立大学を除いては私立大学が中心であり共同研究成果の利益配分にも寄付金等を用いることがあるため、単に米国の大学が得た実施料収入を日本の大学が得た特許の実施権収入と対比しただけで日本の産業が米国に比べ大学に貢献していないと判断することは誤りである。また、外国からの資金導入に関して EU 諸国との対比で、極めて外国資金の導入が低いとして EU 諸国なみの外国資金導入を目標数値として設定しているが、EU 諸国の大学では EU 地域の利益に貢献することを目的とした EU グラントを受けていることが多く、EU 地域を一つの利益共同体と捉えた産学連携が盛んである。その結果、EU 域内にある外国からの資金の導入が多い。このような国際的経済共同体にある地域の大学と、国際共同体に属さない日本の大学を対比して目標を設定することには無理がある。また、ロシアのような高い技術を有しながら新興国のため研究コストが安く欧米からアウトソーシングしやすい国と、日本のように円高で研究コストの高い国を対比することにも無理がある。日本のバイオ系技術研究の中心が日本人、日本法人の税金により運営される国立大学法人、公立研究機関であることも勘案すると、推進計画 2010 で外国資金導入の目標数値を現状の 6 倍以上に設定したことには無理があり訂正すべきである。</p> <p>3. 医薬品・食品等の許認可行政と知的財産権関連行政の縦割りが障害となって、産業の発達が遅れている点を解消すべきである。</p> <p>例えば厚生労働省が健康増進のため開発を奨励している特定保健食品(トクホ)は、商品に機能表記が許されているにも係らず、医薬品と異なり機能による用途特許が認められていない。このため直ぐに後発品が販売されるため、企業の新規機能性食品開発モチベーションが低下している。新規機能性食品の開発・普及には、国民の健康増進により医療・介護費の急増を防ぐとの効果もあるため、官庁横断的な視点から改善を望みたい。</p> <p>II.国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力の強化</p> <p>1. 国際標準化特定戦略分野の先端医療に関しては、薬事法等により規定される商品の国際規格と矛盾の無い形で国際規格を制定すべきである。</p> <p>再生医療の病院外工場で生産される人工皮膚は、病院外で生産されるため薬事法上の承認が必要であり、承認を得た規格がその後の該当製品の国際的規格となる。このような、正当な法的手段を経て決定された規格に対して、矛盾する規格を設けることは混乱を招くため注意すべきである。更に、医事法の医師の裁量行為に関しては、その趣旨を尊重すべきである。</p>
--	---

No.	意見
11	<p>(1)特許法 17 条の 2 第 4 項(シフト補正禁止)の廃止又は改正</p> <p>この規定は迅速かつ適正な審査等を趣旨にしているにもかかわらず、審査官の中には、その趣旨を超えて同規定を適用する者がいるため、多くの出願人が被害(出願拒絶、又は分割出願による出費)を受けています。</p> <p>例えば、これまでは異なるカテゴリの請求項(例えば物クレームと方法クレーム)を作る場合、物クレームについて独立請求項及び従属項を作成すれば、方法クレームでは、物クレームと同様の従属項を割愛しても、後で補正により追加できました。同様の従属項であれば、審査は不要だからです。しかし先日、このようなケースでも、特許法 17 条の 2 第 4 項の規定を理由に拒絶されました。</p> <p>このように出願人に別カテゴリでも従属項の記載を強いるのであれば、出願人の出費は大きくなります。従属項が 20 個あれば、追加の審査請求料は 20×4000 円=8 万円です。一方で、出願審査料の値下げを掲げながら、実質的に審査を行わない不合理的な手数料を請求するのはいかがなものでしょうか？</p> <p>このような適切でない運用を避けるため、審査基準では「必要以上に厳格に適用してはならない」としているのですが、結局のところ審査官の裁量に任されており、多くの代理人が嘆いています(インターネット等でご確認お願い致します)。先日、特許庁にも適正な運用を訴えましたが、「そのような運用は好</p>

	<p>ましくないが、審査官次第です」と言われてしまい、審査官によって運用が大きく異なるのは、出願人間の公平性の点でも問題と考えます。</p> <p>また、この規定は、外国にはない我が国独自のものであり、特許庁長官(岩井良行殿)が平成23年年頭所感でおっしゃっていた“国際的な制度調和”の観点からも、好ましくありません。外国では適正な審査が受けられるのに、我が国だけで不利を受けてしまうのです。</p> <p>専門家以外には理解しにくい複雑な規定であることも問題です。企業の知財部署には、いまだに理解していないお客様がたくさんいらっしゃいます。</p> <p>どうか本規定の廃止又は改正につき、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>(2)分割出願の審査請求料の大幅減、及び、特許請求の範囲(クレーム)・要約書のみ出願形式導入</p> <p>分割出願では、明細書等の内容を変更することは稀であり、通常の出願に比べて審査負担は少ないはずですが。</p> <p>それにもかかわらず、通常の出願と同じ審査請求料をとるのはいかがなものでしょうか？</p> <p>特に、上記特許法17条の2第4項(シフト補正禁止)の拒絶理由を解消するためだけの分割出願について、通常の出願と同じ審査請求料をとるのはあまりにも公正さを欠いています。</p> <p>そもそも出願人が分割出願を希望するのであれば、明細書等の内容を変更すべきではないので、特許請求の範囲(クレーム)及び要約書のみを提出する出願制度を新たに導入すべきと考えます。</p> <p>そうすれば、分割出願について特許庁の事務負担は大幅に軽減されるはずですが。</p> <p>ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
--	---

No.	意見
12	<p>《要旨》</p> <p>アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入すること及びダウンロード違法化条項の撤廃を求める。なんら国民の同意を得ていない海賊版対策条約の署名・批准、有害無益なインターネットにおける今以上の知財保護強化、特に著作権の保護期間延長、補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大に反対する。今後真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が進むことを期待する。</p> <p>《全文》</p> <p>最終的に国益になるであろうことを考え、各業界の利権や省益を超えて必要となる政策判断をすることこそ知財本部とその事務局が本当になすべきことのはずであるが、知財計画2010を見ても、このような本当に政策的な決定は全く見られない。知財保護が行きすぎて消費者やユーザーの行動を萎縮させるほどになれば、確実に文化も産業も萎縮するので、知財保護強化が必ず国益につながる訳ではないということ、著作権問題の本質は、ネットにおける既存コンテンツの正規流通が進まないことにあるのではなく、インターネットの登場によって新たに出てきた著作物の公正利用の類型に、今の著作権法が全く対応できておらず、著作物の公正利用まで萎縮させ、文化と産業の発展を阻害していることにあるのだということを知財本部とその事務局には、まずはっきりと認識してもらいたい。特に、最近の知財・情報に関する規制強化の動きは全て間違っていると断言する。</p> <p>例年通り、規制強化による天下り利権の強化のことしか念頭にない文化庁、総務省、警察庁などの各利権官庁に踊らされるまま、国としての知財政策の決定を怠り、知財政策の迷走の原因を増やすことしかできないようであれば、今年の知財計画を作るまでもなく、知財本部とその事務局には、自ら解散することを検討するべきである。そうでなければ、是非、各利権官庁にくつわをはめ、その手綱を取って、知財の規制緩和のイニシアティブを取ってもらいたい。知財本部において今年度、インターネットにおけるこれ以上の知財保護強化はほぼ必ず有害無益かつ危険なものとなるということをきちんと認識し、真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が知財本部でなされることを期待し、本当に決定され、実現されるのであれば、全国民に役立つであろうこととして、私は以下のことを提案する。</p>

(1)「知的財産推進計画2010」の「戦略2 コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進」について:

a)一般フェアユース条項の導入について

第22ページに書かれている、一般フェアユース条項の導入について、ユーザーに対する意義からも、可能な限り早期に導入することを求める。特に、インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものである。

最近とりまとめられた文化庁・文化審議会・著作権分科会の報告書において、写真の写り込みや許諾を得て行うマスターテープ作成、技術検証のための複製など、形式的利用あるいは著作物の知覚を目的とするのでない著作物の不可避的・付随的利用に対してのみ、しかも要件に「社会通念上、著作者の利益を不当に害しない利用であること」と加えるという極めて限定的な形でのみフェアユースを規定しようとしているが、これほど限定したのでは、これはもはや権利制限の一般規定の名に値しない。これでは、仮に導入されたところで、いつも通り権利者団体にとってのみ都合の良い形で新たに極めて狭く使いにくい「権利制限の個別規定」が追加されるに過ぎず、著作権をめぐる今の混迷状況が変わることはない。

著作物の公正利用には変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であることを考えれば、形式的利用あるいは著作物の知覚を目的とするのでない著作物の不可避的・付随的利用に限るといった形で不当にその範囲を不当に狭めるべきではなく、その範囲はアメリカ等と比べて遜色の無いものとされるべきである。ただし、フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小されることは絶対にあってはならない。

権利を侵害するかしらないかは、刑事罰がかかるか、かからないかの問題でもあり、公正という概念で刑事罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようだが、かえって、このような現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。政府にあっては、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってもらいたい。

個別の権利制限規定の迅速な追加によって対処するべきとする意見もあるが、文化庁と癒着権利者団体が結託して個別規定すらなかなか入れず、入れたとしても必要以上に厳格な要件が追加されているという惨憺たる現状において、個別規定の追加はこの問題における真の対処たり得ない。およそあらゆる権利制限について、文化庁と権利者団体が結託して、全国民に役立つであろう新しい権利制限を潰すか、極めて狭く使えないものとしてきたからこそ、今一般規定が社会的に求められているのだという、国民と文化の敵である文化庁が全く認識していないだろう事実を、政府・与党は事実としてはっきりと認めるべきである。

b)保護期間延長問題について

保護期間延長問題についても、第22ページに記載されているが、権利者団体と文化庁を除けば、延長を否定する結論が出そろっているこの問題について、文化庁が継続検討としていること自体極めて残念なことである。これほど長期間にわたる著作権の保護期間をこれ以上延ばすことを是とするに足る理由は何一つなく、知財計画2011では、著作権・著作隣接権の保護期間延長の検討はこれ以上しないしてもらいたい。特に、流通事業者には過ぎないレコード製作者と放送事業者の著作隣接権については、保護期間を短縮することが検討されても良いくらいである。また今年、環太平洋経済連携協定(TPP)などの経済連携協定(EPA)交渉に絡み、保護期間延長などについて外国から不当な圧力がかけられる恐れもあるが、今ですら不当に長い著作権保護期間のこれ以上の延長など論外であり、そのような要求は不当なものとして毅然としてはねのけるべきである。

c)海賊版対策条約(ACTA)について

今年度、文化庁と経産省でDRM回避規制について極めて拙速かつ危険な法改正の検討が同時に行われているが、その背景には、第20ページなどに書かれている模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)

A)の検討があるものと私には思える。このように、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含む条約交渉を、なんら国民的な同意コンセンサスを得ない中で、一部の者の都合から政府が勝手に行うなどおよそ論外であり、私は一国民として、このACTAの署名・批准に断固反対する。

d)著作権法におけるいわゆる「間接侵害」への対応について

第22ページには「間接侵害」の明確化についても記載されている。セーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはならない。特に、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことである。確かに今は直接侵害規定からの滲み出して間接侵害を取り扱っているのが不明確なところがあるのは確かだが、現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山のように脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからの滲み出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来すことは目に見えているからである。知財計画2011においては、著作権法の間接侵害の明確化は、ネット事業・利用の著作権法上のセーフハーバーを確定するために必要十分な限りにおいてのみなされると、はっきりと明記してもらいたい。

さらに付言すれば、2011年1月のまねきTV事件最高裁判決などを受け、間接侵害についてさらに政府内で検討が進められるものと思うが、1対1の信号転送機器を利用者からほぼ預かるだけのまねきTVのようなタイプのサービスまでカラオケ法理により著作権法上違法とすることは社会通念に照らしてあまりに厳しい。今の文化庁案の権利制限条項でこのようなサービスをすくい上げることなど到底不可能であり、このような最高裁判決をオーバーライトし、著作権者の保護と公正な利用との間での正しいバランスを回復するためにも、アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入すべきである。

e)DRM回避規制について

第21ページに、「アクセスコントロール回避規制の強化」という項目があり、文化庁と経産省においてそれぞれ著作権法と不正競争防止法の改正の検討が進められているが、2008年7月にゲームメーカーがいわゆる「マジコン」の販売業者を不正競争防止法に基づき提訴した事件で、2009年2月にゲームメーカー勝訴の判決が出ていることなどを考えても、現時点で、現状の規制では不十分とするに足る根拠は全くない。現状でも、不正競争法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされ、十二分以上に規制がかかっているのであり、これ以上の規制強化は、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない。

知財計画2011では、文化庁と経産省における不合理極まる今までの検討を白紙に戻し、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化は検討しないとされるべきである。

DRM回避規制に関しては、このような有害無益な規制強化の検討ではなく、まず、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的な領域でのコピーコントロール回避規制(著作権法第30条第1項第2号)の撤廃の検討を行うべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されない。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ない。

f)インターネット・サービス・プロバイダ(ISP)の責任について

第21ページに、「現行のプロバイダ責任制限法の検証を図った上で、実効性を担保するための制度改正の必要性について検討し、2010年度中に結論を得る」と書かれ、総務省においてプロバイダ責任制限法に関する検討が進められているが、動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられた「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権幫助罪で逮捕され、検察によっても略式裁判で50万円

の罰金を課された「第(3)世界」事件や、1対1の信号転送機器を利用者からほぼ預かるだけのサービスが放送局に訴えられ、最高裁判決で違法とされた「まねきTV」事件等を考えても、今現在、カラオケ法理の適用範囲はますます広く曖昧になり、間接侵害や著作権侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的混乱が生じかねないという非常に危険な状態がなお続いている。間接侵害事件や著作権侵害幫助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうのでは、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であり、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならない範囲を著作権法上きちんと確定することは緊急の課題である。ただし、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、絶対にあってはならないことである。

ISPの責任の在り方の検討について、知財計画2011に書き込む場合には、プロバイダに対する標準的な著作権侵害技術導入の義務付け等を行わないことを合わせ明記するとともに、間接侵害や刑事罰・著作権侵害幫助も含め著作権法へのセーフハーバー規定の速やかな導入を検討するともうらいたい。この点に関しては、逆に、検閲の禁止や表現の自由の観点から技術による著作権検閲の危険性の検討を始めてもらいたい。

g) ネット上の違法コンテンツ対策、違法ファイル交換対策について

やはり第21ページに、インターネット上の侵害コンテンツに対する新たな対策措置について書かれているが、このようなネット上の違法コンテンツ対策、違法ファイル共有対策について、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重しつつ対策を進めることを明記してもらいたい。この点においても、国民の基本的な権利を必ず侵害するものとなり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにつながる危険な規制強化の検討ではなく、ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、このような教育や公開情報の検索を行うクローリングと現行のプロバイダー責任制限法と削除要請を組み合わせた対策などの、より現実的かつ地道な施策のみに注力して検討を進めるべきである。

h) 二次創作(パロディ)の権利処理ルールパロディについて

第15ページに、「二次創作(パロディ含む)やネット上の共同創作の権利処理ルールを明確化する」と書かれているが、パロディなどの二次創作は、それ自体高い文化的意義・価値を有する独自の創作たり得るものであり、文化の発展を本来の目的とする著作権法によって完全に封殺されるべきものではない。今まで日本において、ジャンルによりかなり緩やかな二次創作ルールが慣習として存在し、このような慣習的な表現の自由度により表現の多様性が十分に確保され文化の発展がより促されて来たという事実があることを考え、検討においてそのルールが必要以上に規制的なものとなり文化の発展をかえって阻害することがないように十分留意するとここに明記するべきである。

また、フランスなどでパロディに関する著作権法上の権利制限が存在していることから分かるように、世界的に見ても、パロディなどの文化的意義・価値が認められていないなどということは決してない。政府・与党の検討にあっては、このような二次創作の文化的意義・価値をきちんと認めるべきであり、この点からも、どのような著作権法上のルールの検討も文化庁によって不当に規制的なものとされ文化の発展をかえって阻害しているという今の惨状を多少なりとも緩和するべく、アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入し、同時にパロディなどについてもすくい上げられるようにすべきである。

i) コンテンツに関する規制緩和について

第10ページなどに、アジア市場のコンテンツに関する規制緩和を促していくことが重要と書かれている。このようなことも無論重要であるが、今現在、東京都の青少年健全育成条例改正問題に代表されるように、児童ポルノ法の改正検討や、各地方自治体の青少年条例の改正検討などにより、今の日本のコンテンツ業界に不当な規制圧力が加えられている状態にあるということをそれ以上に重く見るべきである。児童ポルノ規制法と青少年条例改正のそれぞれの問題点については、下に改めて詳しく書くが、これらの規制圧力は、場合によっては今の日本のコンテンツ産業に壊滅的なダメージを与えかねないものである。一方でコンテンツ強化を核とした成長戦略の推進と言いながら、その一方でこのような表

現弾圧の動きが政治・行政、特に警察庁(または警察官僚)を中心として激化している現状は片腹痛いとしか言いようがない。このような百害あって一利ない表現規制の動きは、日本の文化と経済の健全な発展のために到底看過できるものではない。政府・与党にあっては、民主主義の根本たる表現の自由すら脅かしている現在の不当な表現規制圧力について速やかに排除・緩和するための検討を開始するべきである。

(2)その他の知財政策事項について:

a)ダウンロード違法化問題について

文化庁の暴走と国会議員の無知によって、2009年の6月12日に、「著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合」は私的複製に当たらないとする、いわゆるダウンロード違法化条項を含む、改正著作権法が成立し、2010年の1月1日に施行されたが、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」なる要件は、超能力者でもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法規範としての力すら持ち得ない。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。

総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、中国政府の検閲ソフト「グリーン・ダム」導入計画に等しい、日本レコード協会による携帯電話における著作権検閲の提案が取り上げられ、最近の文化庁のパブコメでも、やはり日本レコード協会が、罪刑法定主義や情報アクセス権を含む表現の自由などの憲法に規定される国民の基本的な権利を踏みにじり自己の利益のみを最大化しようと、外形的に違法性の区別がつかないこのような私的行為に対して刑事罰を付加するようにと意見を出すなど、既に弊害は出始めている。

そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような不合理極まる規制強化・著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ(文化庁HP<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html>)の意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではない)や知財本部へのパブコメ(知財本部のHP<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html>)の個人からの意見参照)を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このようなさらなる有害無益な規制強化・著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化は始めからなされるべきではなかったものである。文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を即刻削除するべきである。

b)私的録音録画補償金問題について

権利者団体等が単なる既得権益の拡大を狙ってiPod等へ対象範囲を拡大を主張している私的録音録画補償金問題についても、補償金のそもそもの意味を問い直すことなく、今の補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大を絶対にするべきではない。

文化庁の文化審議会著作権分科会における数年の審議において、補償金のそもそもの意義についての意義が問われたが、今に至るも文化庁が、天下り先である権利者団体のみにおもねり、この制度に関する根本的な検討を怠った結果、特にアナログチューナー非対応録画機への課金については既に私的録音録画補償金管理協会と東芝間の訴訟に発展している。ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金について、権利者団体は、ダビング10への移行によってコピーが増え自分たちに被害が出ると大騒ぎをしたが、移行後2年以上経った今現在においても、ダビング10の実施による被害増を証明するに足る具体的な証拠は全く示されておらず、ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金に合理性があるとは到底思えない。わずかに緩和されたとは言え、今なお地上デジタル放送にはダビング10という不当に厳しいコピー制限がかかったままである。こうした実質的に全国民に転嫁されるコストで不当に厳しい制限を課している機器と媒体にさらに補償金を賦課しようとするのは、不当の上塗りである。

なお、世界的に見ても、メーカーや消費者が納得して補償金を払っているということはカケラも無く、権

利者団体がその政治力を不当に行使し、歪んだ「複製＝対価」の著作権神授説に基づき、不当に対象を広げ料率を上げようとしているだけというのがあらゆる国における実情である。表向きはどうか、大きな家電・PCメーカーを国内に擁しない欧州各国は、私的録音録画補償金制度を、外資から金を還流する手段、つまり、単なる外資規制として使っているに過ぎない。この制度における補償金の対象・料率に関して、具体的かつ妥当な基準はどこを見ても無いのであり、この制度は、ほぼ権利者団体の際限の無い不当な要求を招き、莫大な社会的コストの浪費のみにつながっている。機器・媒体を離れ音楽・映像の情報化が進む中、「複製＝対価」の著作権神授説と個別の機器・媒体への賦課を基礎とする私的録音録画補償金は、既に時代遅れのものとなりつつあり、その対象範囲と料率のデタラメさが、デジタル録音録画技術の正常な発展を阻害し、デジタル録音録画機器・媒体における正常な競争市場を歪めているという現実には、補償金制度を導入したあらゆる国において、問題として明確に認識されなくてはならないことである。

c) コピーワンス・ダビング10・B-CAS問題について

私はコピーワンスにもダビング10にも反対する。そもそも、この問題は、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げることによって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーにとっては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能するB-CASシステムの問題を淵源とするのであって、このB-CASシステムと独禁法の関係を検討するということを知財計画2011では明記してもらいたい。検討の上B-CASシステムが独禁法違反とされるなら、速やかにその排除をして頂きたい。また、無料の地上放送において、逆にコピーワンスやダビング10のような視聴者の利便性を著しく下げる厳格なコピー制御が維持されるのであれば、私的録音録画補償金に存在理由はなく、これを速やかに廃止するべきである。

d) 著作権検閲・ストライクポリシーについて

まだ実施されてはいないが、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、携帯電話においてダウンロードした音楽ファイルを自動検知した上でそのファイルのアクセス・再生制限を行うという、日本レコード協会の著作権検閲の提案が取り上げられており、今現在、このような著作権検閲の提案が政府レベルで検討されかねない危険な状態にあるが、通信の秘密という基本的な権利の適用は監視の位置がサーバーであるか端末であるかによらないものであること、特に、機械的な処理であっても通信の秘密を侵害したことに変わりはないとされ、通信の秘密を侵害する行為には、当事者の意思に反して通信の構成要素等を利用すること(窃用すること)も含むとされていることを考えると、このような日本レコード協会が提案している著作権対策は、明らかに通信の秘密を侵害するものである。

また、本来最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行うことは、それ自体プライバシー権を侵害するものであり、プライバシーの観点からも、このような措置は絶対に導入されるべきでない。

最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行う日本レコード協会が提案している違法音楽配信対策は、技術による著作権検閲に他ならず、憲法に規定されている表現の自由(情報アクセス権を含む)や検閲の禁止に明らかに反するものであり、通信の秘密や検閲の禁止、表現の自由、プライバシーといった個人の基本的な権利をないがしろにするものである、このような対策は絶対に導入されるべきでなく、また技術支援・実証実験等として税金のムダな投入がなされるべきではない。

同じく、フランスで今なお揉めているネット切断型のストライクポリシー類似の、ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対して警告メールを送付することなどを中心とする電気通信事業者と権利者団体の連携による著作権侵害対策の検討が、警察庁、総務省、文化庁などの規制官庁が絡む形で行われ、さらにネット切断までを含むストライクポリシーを著作権団体が求めているが、このような検討も著作権検閲に流れる危険性が極めて高い。

フランスで導入が検討された、警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーは、2009年6月に、憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関係する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられとされ、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバ

シーといった他の基本的な権利をないがしろにするものとして、真っ向から否定されている。ネット切断に裁判所の判断を必須とする形で導入された変形ストライク法も何ら効果を上げることなく、フランスでは今なおストライクポリシーについて大揉めに揉めている。日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととするべきであり、警察庁などが絡む形で検討が行われている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることが担保されなくてはならない。

これらの提案や検討からも明確なように、違法コピー対策問題における権利者団体の主張は常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。

e) 著作権等に関する真の国際動向について国民へ知らされる仕組みの導入について

また、WIPO等の国際機関にも、政府から派遣されている者はいると思われ、著作権等に関する真の国際動向について細かなことまで即座に国民へ知らされる仕組みの導入を是非検討してもらいたい。

f) 天下りについて

最後に、知財政策においても、天下り利権が各省庁の政策を歪めていることは間違いなく、知財政策討と決定の正常化のため、文化庁から著作権関連団体への、総務省から放送通信関連団体・企業への、警察庁からインターネットホットラインセンター他各種協力団体・自主規制団体への天下りの禁止を知財本部において決定して頂きたい(これらの省庁は特にひどいので特に名前をあげたが、他の省庁も含めて決定してもらえらるなら、それに超したことはない)。

g) 環太平洋経済連携協定(TPP)などの経済連携協定(EPA)に関する検討について

今年は、環太平洋経済連携協定(TPP)などの経済連携協定(EPA)交渉に絡み、著作権の保護期間延長、DRM回避規制強化、ISPの間接侵害責任、法定賠償制度などについて外国から不当な圧力がかけられる恐れもあるが、上で書いた通り、今ですら不当に長い著作権保護期間のこれ以上の延長など論外であり、アメリカで一般ユーザーに法外な損害賠償を発生させ、その国民のネット利用におけるリスクを不当に高め、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにしかつながない法定賠償のような日本に全くそぐわない制度の導入や、責任制限を通じた実質的検閲のISPに対する押しつけや、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化など断じてなされるべきでなく、そのような要求は明らかに不当なものとして毅然としてはねのけるべきである。

(3) その他一般的な情報・ネット・表現規制について

前々回の知財計画改訂において、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目は削除されたが、常に一方的かつ身勝手な主張を繰り広げる自称良識派団体が、意味不明の理屈から知財とは本来関係のない危険な規制強化の話を知財計画に盛り込むべきと主張をしていくことが十分に考えられるので、ここでその他の危険な一般的な情報・ネット・表現規制強化の動きに対する反対意見も述べる。今後、本来知財とは無関係の、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目を絶対に知財計画に盛り込むことのないようにしてもらいたい。

a) 青少年ネット規制法・出会い系サイト規制法について

そもそも、青少年ネット規制法は、あらゆる者から反対されながら、有害無益なプライドと利権を優先する一部の議員と官庁の思惑のみで成立したものであり、速やかに廃止が検討されるべきものである。また、出会い系サイト規制法の改正は、警察庁が、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事

業」を定義可能と偽り、改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過ごされて可決され、成立したものである。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反している、この出会い系サイト規制法の改正についても、今後、速やかに元に戻すことが検討されるべきである。

b) 児童ポルノ規制・サイトブロッキングについて

児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。

閲覧とダウンロードと取得と所持の区別がつかないインターネットにおいては、例えば児童ポルノにせよ、情報の単純所持や取得の規制は有害無益かつ危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものとなる。「自身の性的好奇心を満たす目的で」、積極的あるいは意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えたところで、超能力者でもない限りこのような積極性を証明することも反証することもできないため、このような情報の単純所持や取得の規制の危険性は回避不能であり、思想の自由や罪刑法定主義にも反する。繰り返し取得としても、インターネットで2回以上他人にダウンロードを行わせること等は技術的に極めて容易であり、取得の回数の限定も、何ら危険性を減らすものではない。

児童ポルノ規制の推進派は常に、提供による被害と単純所持・取得を混同する論理を主張するが、例えばそれが児童ポルノであろうと、情報の単純所持ではいかなる被害も発生し得ない。現行法で、ネット上であるか否かにかかわらず、提供及び提供目的の所持まで規制されているのであり、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は許され得ない。そもそも、最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ることは、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利からあってはならないことである。

アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されているが、このような対象の拡大は、児童保護という当初の法目的を大きく逸脱する、異常規制に他ならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現において、いくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があるとする客観的な証拠は何一つない。いまだかつて、この点について、単なる不快感に基づいた印象批評と一方的な印象操作調査以上のものを私は見たことはないし、虚構と現実の区別がつかないごく一部の自称良識派の単なる不快感など、言うまでもなく一般的かつ網羅的な表現規制の理由には全くなならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現が、今の一般的なモラルに基づいて猥褻だというのなら、猥褻物として取り締まるべき話であって、それ以上の話ではない。どんな法律に基づく権利であれ、権利の侵害は相対的にのみ定まるものであり、実際の被害者の存在しない創作物・表現に対する規制は何をもっても正当化され得ない。民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを危うくすることは絶対に許されない。

単純所持規制にせよ、創作物規制にせよ、両方とも1999年当時の児童ポルノ法制定時に喧々囂々の大議論の末に除外された規制であり、規制推進派が何と言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法事実の変化はいまだに何一つない。

インターネット協会の児童ポルノ流通防止対策専門委員会などにおいて、警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明な中間団体を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、ブロッキング等を行うとする検討が行われているが、いくら中間に団体を介そうと、一般に公表されるのは統計情報に過ぎず、児童ポルノであるか否かの判断情報も含め、アドレスリストに関する具体的な情報は、全て閉じる形で秘密裏に保持されることになるのであり、インターネット利用者から見てそのリストの妥当性をチェックすることは不可能であり、このようなアドレスリストの作成・管理において、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このようなリストに基づくブロッキング等は、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由(知る権利・情報アクセスの権利を含む)や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないのであり、小手先の運用変更などではどうにもならない。こ

のような非人道的な検討しか行い得ない児童ポルノ流通防止対策専門委員会などは即刻解散されるべきである。

サイトブロッキングについても、総務省なり警察なり天下り先の検閲機関・自主規制団体なりの恣意的な認定により、全国民がアクセスできなくなるサイトを発生させるなど、絶対にやってはならないことである。児童ポルノ規制法に関しては、既に、提供及び提供目的での所持が禁止されているのであるから、本当に必要とされることは今の法律の地道なエンフォースであって有害無益かつ危険極まりない規制強化の検討ではない。DVD販売サイトなどの海外サイトについても、本当に児童ポルノが販売されているのであれば、速やかにその国の警察に通報・協力して対処すべきだけの話であって、それで対処できないとするに足る具体的根拠は全くない。警察自らこのような印象操作で規制強化の自作自演を行い、警察法はおろか憲法の精神にすら違背していることについて警察庁は恥を知るべきである。例えばそれが何であろうと、情報の単純所持や単なる情報アクセスではいかなる被害も発生し得えないのであり、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由(知る権利・情報アクセスの権利を含む)や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないサイトブロッキングは導入されてはならないものであり、児童ポルノ規制法に関して検討すべきことは、現行ですら過度に広汎であり、違憲のそしりを免れない児童ポルノの定義の厳密化のみである。

なお、民主主義の最重要の基礎である表現の自由に関わる問題において、一方的な見方で国際動向を決めつけることなどあってはならないことであり、欧米においても、情報の単純所持規制やサイトブロッキングの危険性に対する認識はネットを中心に高まって来ていることは決して無視されてはならない。例えば、欧米では既にブロッキングについてその恣意的な運用によって弊害が生じていることや、アメリカにおいても、2009年に連邦最高裁で児童オンライン保護法が違憲として完全に否定され、連邦控訴裁でカリフォルニア州のゲーム規制法が違憲として否定されていること、ドイツで児童ポルノサイトブロッキング法は検閲法と批判され、その施行は見送られ、現在完全廃止に向け検討が進められていること

(http://www.zdnet.de/news/digitale_wirtschaft_internet_ebusiness_bundestag_beraet_ueber_abschaffung_des_internetzensurgesetzes_story-39002364-41545723-1.htm 参照)なども注目されるべきである。スイスの2009年の調査でも、2002年に児童ポルノ所持で捕まった者の追跡調査を行っているが、実際に過去に性的虐待を行っていたのは1%、6年間の追跡調査で実際に性的虐待を行ったものも1%に過ぎず、児童ポルノ所持はそれだけでは、性的虐待のリスクファクターとはならないと結論づけており、児童ポルノの単純所持規制・ブロッキングの根拠は完全に否定されているのである

(<http://www.biomedcentral.com/1471-244X/9/43/abstract> 参照)。欧州連合において、インターネットへのアクセスを情報の自由に関する基本的な権利として位置づける動きがあることも見逃されてはならない

(<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/09/491&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en> 参照)。政府・与党内の検討においては、このような国際動向もきちんと取り上げるべきである。

自民党・公明党から、危険極まりない単純所持規制を含む児童ポルノの改正法案が国会に提出されているという危険な状態が今なお続いているが、政府・与党においては、児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないこととして、危険な法改正案が2度と与野党から提出されることが無いようにするべきである。かえって、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけてもらいたい。

また、様々なところで検討されている有害サイト規制についても、その規制は表現に対する過度広汎な規制で違憲なものとしか言いようがなく、各種有害サイト規制についても私は反対する。

c) 東京都青少年健全育成条例他、地方条例の改正による情報規制問題について

東京都でその青少年健全育成条例の改正が検討され、非実在青少年規制として大騒ぎになったあげく、2010年12月に、当事者・関係者の真摯な各種の意見すら全く聞く耳を持たれず、数々の問題を含

む条例案が、都知事・東京都青少年・治安対策本部・自公都議の主導で都議会で通された。通過版の条例改正案も、非実在青少年規制という言葉こそ消えたものの、かえって規制範囲は非実在性犯罪規制とより過度に広汎かつ曖昧なものへと広げられ、有害図書販売に対する実質的な罰則の導入と合わせ、その内容は違憲としか言わざるを得ない内容のものである。また、この東京都の条例改正にも含まれている携帯フィルタリングの実質完全義務化は、青少年ネット規制法の精神にすら反している行き過ぎた規制である。さらに、大阪府や京都府などでは、児童ポルノに関して、法律を越える範囲で勝手に範囲を規定し、その単純所持等を禁止する、明らかに違憲な条例案の検討まで進められている。

これらのような明らかな違憲条例の検討・推進は、地方自治体法第245条の5に定められているところの、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるに足ると考えられるものであり、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すべきである。また、当事者・関係者の意見を完全に無視した東京都における検討など、民主主義のプロセスを無視した極めて非道なものとしか言いようがなく、今後の検討においてはきちんと民意が反映されるようにするため、地方自治法の改正検討において、情報公開制度の強化、審議会のメンバー選定・検討過程の透明化、パブコメの義務化、条例の改廃請求・知事・議会のリコールの容易化などの、国の制度と整合的な形で民意をくみ上げるシステムの地方自治に対する法制化の検討を速やかに進めてもらいたい。また、各地方の動きを見ていると、出向した警察官僚が強く関与する形で、各都道府県の青少年問題協議会がデタラメな規制強化騒動の震源となることが多く、今現在のデタラメな規制強化の動きを止めるべく、さらに、中央警察官僚の地方出向・人事交流の完全な取りやめ、地方青少年問題協議会法の廃止、問題の多い地方青少年問題協議会そのものの解散の促進についても速やかに検討を開始するべきである。

No.	意見
13	<p>《要旨》</p> <ul style="list-style-type: none"> 一・日本のコンテンツ業界への規制を緩和し、委縮させずに、自由な発想と表現を促してゆくべき 二・子どもたちに規制よりもメディアリテラシーの教育を同時に行うべき 三・二次創作、パロディについては現在のままで口をはさむべきではない 四・著作権に関しては、あくまでも作者の利益を守るためであることを忘れないようにする。 <p>《全文》</p> <p>◆一について： >戦略2 コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進</p> <p>現在、国はポップカルチャーを国外へ売りこもうとしているが、東京の都条例をはじめとして、地方では漫画アニメなどコンテンツを委縮させ、規制しようという動きが激しくなり、まったく噛み合っていない。本気でコンテンツを国外に売りたいのならば、規制は緩和すべき。少なくともむやみに罰則を設けて、創作現場を委縮させてはいけぬ。</p> <p>世界に受けるコンテンツはピラミッドのように裾野が広がらない限り、その頂点も生まれない。また、規制推進側は表現の自由を守ると子どもの人権が守れないような、錯覚を起こさせているが、本来まったく無関係であることをしっかりと国が広めてゆくべき。子ども人権はあくまでも実在の子どもに対してのみ行うべきで、創作現場に持ち込み委縮させて、衰退させるような真似をしてはならない。</p> <p>◆二について >(3)クリエイターの裾野を拡大するとともにユーザーによる創造活動を促進する。 具体的な取り組みの「16」「17」について</p> <p>小中学生の段階からデジタルコンテンツ制作教育を推進するのならば、これもむやみに携帯などを規制するよりも、むしろメディアリテラシーの教育を同時に力を入れるべき。これも、国は児童のうちから優秀な人材を育てようとしているのに、各地方では子どもにパソコンや携帯</p>

	<p>を使わず規制して「知らせない」ことのみを考えている。 大切なのは悪意を持った情報もあることを知り、そのなかから賢く選びとる知恵をさずけることだと考える。 その中からでないといふと真にデジタルコンテンツに強い子どもは育っていかないと考える。</p> <p>◆三について >(3)クリエイターの裾野を拡大するとともにユーザーによる創造活動を促進する。 具体的取り組み「19」について</p> <p>いわゆる二次創作の明確化は現在は必要なしと考える。 これは出版社、作者があまりにも目に余る場合以外は、あえて問題にしないことによって、素人が幅広く参加できて創作に対するハードルを下げて広い間口を作り出してコンテンツ産業を支え、裾野を広げている。 また二次創作を入り口として、オリジナル作品を創るようになり、それがまた人気作品になり、そこにファンが付き二次創作を……と、クリエイターを作り出す手段の一つともなっている。 また出版もファンのニーズを知りグッズを作り出すときの参考にもなっている。 現在、うまく回っているものに口を出しルールを明確化することは、逆にファンを減らしコンテンツ業界を衰退させるものと考え。 少なくとも今はまだ、ここに手を付けるべきではない。 うまく回っている間はそっとしておくのが、一番有効であると考え。</p> <p>◆四について >戦略3 知的財産の産業横断的な強化策</p> <p>著作権を守ることは、あくまでも作者の利益を守るためにあるのであって、作者が口を出さないものにまで、勝手に手を挙げようとするには反対する。 著作権侵害はあくまでも親告罪であるべき。 著作権保護で利益を受けるのは、著作者だけである。 作者の意図と無関係の所で、勝手に侵害かどうかを判断することには断固反対する。</p>
--	--

No.	意見
14	<p>(1)「知的財産推進計画2010」の「戦略2 コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進」について 甲・DRM回避規制について 21pの「アクセスコントロール回避規制の強化」にて、文化庁・経産省それぞれの著作権法・不正競争防止法の改正の検討が進められているが、現状でも、不正競争法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされる等、過剰な規制が掛けられており、これ以上の規制強化は、ユーザーに過剰な負担を強いる不必要な施策といわざるを得ない。 DRM回避規制に関しては、私的なDRM回避行為自体に対する制限に掛かるコストを考えても、得られる利益に見合わない事は明白であるので、私的な領域でのコピーコントロール回避規制の撤廃の検討を求めます。コンテンツへのアクセス・コピーコントロール技術を私的に回避するだけで損をすることは無く、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされており、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同する事は間違いです。</p> <p>乙・ネット上の違法コンテンツ対策、違法ファイル交換対策について 同21pのインターネット上の侵害コンテンツに対する新たな対策措置について、このようなネット上の違法なコンテンツ・ファイル共有対策について、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利が尊重される対策を進めることを明記すべき。国民の基本的な権利を侵害し、ネットにおける文化と産業の発展を阻害する無用な規制強化の検討でなく、ネットに関わる各種問題は情報モ</p>

	<p>ラル・リテラシー教育によって解決すべきであり、教育や公開情報の検索を行うクローリングと現行のプロバイダー責任制限法と削除要請を組み合わせた対策などの、より現実的かつ地道な施策のみに注力して検討を進めるべきである。</p> <p>丙・コンテンツに関する規制緩和について 10p等に、アジア市場のコンテンツに関する規制緩和を促していくことが重要と書かれている。それ以上に国内において、東京都の青少年条例改正問題や児童ポルノ法の改正検討、各地方自治体の青少年条例の改正検討等により、今の日本のコンテンツ業界に不当な規制圧力が重大な問題になっています。これらの規制圧力は、場合によっては今の日本のコンテンツ産業に壊滅的な被害を与えます。コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進と矛盾する表現弾圧の動きが政治・行政、特に警察庁を中心として激化している状況は産業の危機です。不必要な表現規制の動きは、日本文化と経済の健全な発展を妨げる最悪の施策と言わざるを得ません。政府・与党にあつては、民主主義の根本たる表現の自由すら脅かしている表現規制圧力について速やかに排除・緩和すべき。</p>
--	--

No.	意見
15	<p>情報は送り手から受け手、受け手から送り手へサイクルすることで、市場の活性とイノベーションが生まれる。 一方的に送り手だけが情報を流すことを推進する閉鎖的な計画に反対する。</p> <p>著作権法第30条改正いわゆるダウンロード規制の撤廃を推進計画に盛り込むことを望む。 国民の知る権利、通信の秘密、表現の自由などに踏み込む規制であり、基本的人権を形骸化する規制である。</p> <p>地上波テレビ放送、ラジオ放送の県域免許制度を撤廃することを望む。 送り手の競争を促進すべき。同様に政府も雇用の流動化政策を促進すべき。 動画共有サイトや Twitter などを積極活用し、番組配信を行うべき。 国民がどの地方に住んでいても、各地方局の情報が取得できるようにすることを望む。</p> <p>ダビング 10、コピーワンスの撤廃を望む。そもそも海賊版を作るためにコピーするのではない。 その時見て聞いた思いを思い出すため、身内で共有するためにコピーするのである。 海賊版にて利益を得ようとするものに対しては、現行法にて対応可能である。 コピー制限を続けるのならば、補償金制度はやめるべき。 補償金制度を続けるのならば、コピー制限はやめるべき。</p> <p>アクセスコントロールは、調べようのない個人の行為を規制することであり反対する。 消費者基本法にある消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を損なう。</p> <p>ACTA の批准と署名はすべきでない。 更なる情報取得者への規制強化につながる条約は、国民の知る権利、通信の秘密、表現の自由など自由と権利が蔑ろになるし、捜査の乱用を招く。 このような条約は、民主主義国家が推進するものではない。</p> <p>TPP の参加によって著作権保護期間の延長をアメリカから勧められると思うが、絶対に延長すべきではない。延長は、ごく一部のためだけであり、多くの人の情報サイクルを断ち切ることになる。</p> <p>政府は、国民の通信の秘密、表現の自由、保護期間 50 年を厳守すると推進計画に盛り込むべき。 いつまでも送り手側のためだけ、受け手側を締め付ける政策から脱却することを切に望む。</p>

No.	意見
16	<p>戦略1 国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力強化、について、特許等の知財だけでなく、「知を使う(活かす)知」も併せて重要であることが示されている。特許は特許法があり、その権利化、マネジメントの知識が整備できている。また、発明者には相当の対価を受ける権利が明確にされている。</p> <p>しかし、「知を使う(活かす)知」は、権利化等の保護をどうすればよいか分からない。例えば、「知を使う(活かす)知」の届出等により、一定期間法的に保護する制度を新設できないか検討いただきたい。また、「知を使う(活かす)知」の知識を整理して公開し、国民が学ぶ環境を整備いただきたい。さらに、「知を使う(活かす)知」を発案した者が、相当の対価を受ける権利を明確にし、インセンティブをつけていただきたい。</p> <p>近年、発明者だけでなく、その発明の活用に深く関わった者も表彰等される社内規則を有する企業が増えてきた。こういったことを推奨していくべきである。知恵の連鎖を産業の発展に貢献させる考えが重要である。各協会等の公的表彰においても、発明者だけでなく、発明の活用者等の表彰も考えてみるのがあってよいと思われる。</p> <p>戦略3 知的財産の産業横断的な強化策、について、データベースは基盤であり、この強化は重要である。企業任せだけでなく、国が率先して取り組むべきである。大企業はデータベースに十分な投資ができるかもしれないが、中小企業や大学はデータベースに十分な投資ができない。このため、中小企業や大学は、イノベーションの環境が十分でなく、実力を活かしきっていないのではないと思われる。格差が生じている。質の高い情報が適時・簡便・公平に得られる最先端のイノベーション環境を構築していただきたい。質の高い情報に接する機会を増すことで、イノベーションが促進される。</p> <p>例えば、IPDLのデータベースでは、外国企業名や外国人発明者名を英文アルファベットで検索できず、カタカナで検索することになる。これでは十分な調査ができない。また、特許出願の対応ファミリ、つまり、対応する外国出願の出願番号やステータス等を追うことができない。さらに、特許出願の引用、被引用文献へのリンク付けがない。審査書類情報紹介については、欧米特許庁と同様に、全包装袋を一括ダウンロードできるようにしたい。</p> <p>さらにまた、上位の統計等の分析もできるようにもしたい。テキストマイニング手法等により公報中の用語の使用頻度を統計処理する等。</p>

No.	意見
17	<p>知的財産保護は重要なことだが、本来の目的や利用者への配慮が多々欠けている部分がある。例えばマジコン規制の名を借りた私的コピー制限。また一部組織(警察)の意向が強く感じる部分があります。(プロバイダ責任法改正?など)</p> <p>加えて、委員の構成がとても本当の意味での専門家、が入っているとは思えない(公平なメンバー構成が大前提ですが)権利者だけの利益を考えることは逆に衰退を生み出します。</p> <p>と同時に警察権力などの影響は排除すべきである。目的は保護であり違反者の逮捕ではない。</p>

No.	意見
18	<p>「戦略Ⅱコンテンツ強化を核とした成長戦略の推進 27 書籍の電子配信の促進」に関して</p> <p><意見> 国会図書館でデジタル化した資料の有効活用を早期に図ることが必要である。</p> <p>127億円を投資したにもかかわらず、保存機能以外に、有効な活用を行うという発表がない。国費の無駄使いと言わざるを得ない。</p>

	<p>文化庁の「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」で協議中のように、議論の進行が非常に遅い。出版社団体等との協議が難航しているとの情報も聞くが、すべての著作権者の意向を反映した議論になっているか疑問である。また、利用者の意見がどのように反映されているのか大いに疑問である。商業出版物の保護は必要であるが、学術出版物の著者は自らの著作物を商業ベースで出版することがほとんど困難になっている場合が多く、それよりも著作が広く読まれ活用されることを願っている者も多い。また、官公庁や公益的団体が作成した著作物も多く含まれているはずであり、これらはそもそも公共財的な性格の著作物である。</p> <p>既存のコンテンツが広く利用可能になることにより、新たなコンテンツの創造、創作が刺激されることはほとんどの人々が理解していることである。これこそが知的財産立国のために早急に取り組むべき施策である。具体的には、まず、全国各地の公共図書館や大学図書館館内での閲覧を可能にすることから開始すべきである。この場合、複製防止機能を施すなどの措置は当然必要であろう。</p> <p>出版社や文芸作品著作権者との調整、新たなシステムづくりはもう少し時間をかけて協議することが必要である。たとえば、文藝家協会三田氏の提案(コンテンツ強化専門調査会、第5回における意見書の5の部分)などを手掛かりに、技術的可能性、コスト面での実現性、公平性などの観点から検討をすすめることが必要である。</p>
--	---

No.	意見
19	<p>《全文》</p> <p>戦略1：国際標準化戦略については、ノウハウについて、公開せずに先願権を確保できる仕組みを国際標準として設けるように働きかけるため、先ずわが国がモデルを設けることを提言する。</p> <p>その他：日本の優れた生産技術などのノウハウについて、他人に特許を取得されないように保護する制度の提案－ノウハウ登録保護制度導入の提言－</p> <p>1. ノウハウ保護制度の必要性</p> <p>1.1 ノウハウ保護の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでのビジネスモデルでは競争できなくなりつつある。 <p>1.2 これまでの特許制度だけでは発明の保護が不十分である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・侵害の発見および特定が容易でないため、特許権を行使することが困難な発明がある。 (例) 方法の発明、物の生産方法の発明、ソフトウェア関連発明 (例) 物の発明であっても、そのシステムの詳細を知られたくない場合がある ・肝となる基幹技術については秘匿化し(内クローズ)、その基幹技術による製品、サービスを提供する際のインタフェース、プロトコル等については、権利化ないし標準化して公開する(外オープン)という形式のビジネスモデルにおいて、内クローズされる技術を保護する制度がない。 <p>1.3 ノウハウとして秘匿することについて不安定要因がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他人に特許を取られてしまった場合に、先使用権の証明が容易ではないので、事業継続に不安がある。 ・職務発明について、秘匿化するため、特許出願を行わない場合、当該使用者等への承継の対抗要件(特許法第34条第1項)に問題が生じる。すなわち、発明者が他者に譲渡して、または、自ら出願して、権利化することを阻止できない。 <p>1.4 特許法第1条にいう発明の保護には、ノウハウとしての保護も含まれる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法の発明、物の生産方法の発明などのように、侵害行為の発見が困難な発明については、特許権を取得しても、模倣に対抗することが困難な場合がある。このような場合、特許制度により技術が公開されることによって、制度が競争秩序の破壊に手を貸してしまうという皮肉なことになる。このような状況に対処するには、「公開の代償としての発明の保護」という古典的な考え方のみではなく、「技術開発に関わる競争秩序維持のための制度」という考え方を重視すべきである。 具体的には、特許権を付与せず、秘匿状態で先願権を付与することにより、自己実施権を秘密裏に確保することが可能となる制度を設けることが必要となる。この制度は、特許法第1条にいう発明の保護の一形態であって、競争秩序を維持することによって産業の発達に寄与する点で、これまでの制度と矛盾することにはならない。

1.5 ノウハウ保護の国際標準を定める

- ・ノウハウの保護は、産業がグローバル化している今日、一国のみの実施では不十分であるから、国際的な保護の制度を標準化しておく必要がある。
- ・各国の特許法になじみやすい制度としておく必要がある。

2. ノウハウ保護に関する基本的考え方

- ・発明について、原則として既存特許制度の枠組みを利用して、ノウハウとして保護する。ただし、秘密化することに関わる手当を行う。
- ・従前の出願放棄による先願権とは保護の仕組みが異なる。

2.1 何を保護するのか

- ・出願された発明をノウハウとして登録し、保護する。
- ・ノウハウ登録された発明(以下、登録ノウハウという)については特許権の効力を認めない。

2.2 どのように保護するのか

- ・ノウハウの出願についても(以下、ノウハウ出願という)、出願することにより、特許を受ける権利の承継についての第三者対抗要件を認める(特許法第34条第1項)。
- ・ノウハウ保護のために、通常の特許出願と同様の要件を満たすこと、及び、手続を行うこと、並びに、必要な料金を納付することを条件に保護を行う。
- ・出願に係るノウハウ、および、登録ノウハウについては、それぞれ公開しない。
- ・審査においては、39条の抵触審査を秘密保持状態で行う。
- ・登録ノウハウについて、先使用权の認定要件の緩和、不正競争防止法の「営業秘密」として扱う。

3. 保護制度の骨子

特許制度の枠組を利用して、非公開状態で、かつ、権利行使ができないものとして、ノウハウについての保護(非公開での後願登録排除)を行う。

3.1 保護の枠組み

通常の特許制度の枠組み(出願、審査、登録、登録料納付)を用いてノウハウ登録をおこなう。

3.2 ノウハウ登録を受けるための要件

(1)出願手続を行うこと(ノウハウ保護を求める旨の主張を明示する)

- ・記載要件
- ・人的要件

(注1)新規性喪失の例外の適用は、既に秘密状態を脱しているため、意味がないので認めない。

(注2)優先権については、主張を認める。

- (2)通常の特許出願と同様に、出願審査請求を行って、審査官による審査を受けること
- (3)特許法第29条(発明の特許要件)等の特許を受けるための実体的要件を満たすこと
- ・産業上利用できる発明であること、新規性、進歩性、特許法第29条の2
 - ・特許法第39条については審査しない(排他権の重複とはならないため)。
- (4)通常の特許出願の特許査定に相当するノウハウ登録査定を受けること
- (5)特許料と同様に、ノウハウ登録料を納付すること(金額については要検討)

3.3 手続

(1)出願と同時に出願審査請求と早期審査請求とを併せて行うこと

- ・他出願の審査との関係で、先願の範囲を早期に確定させる。
- ・ノウハウ登録について拒絶理由がある場合には、拒絶理由通知を行い、意見書、補正書提出の機会を与える。

(2)ノウハウ出願が先願又は同日出願として、39条に規定する抵触が生じた場合には、審査官、当事者の間で秘密を保持することを約した状態で審査する(インカメラ手続相当)。

(3)出願公開、特許時公開のいずれも行わない

(4)ノウハウとして原簿に登録する

(ライセンスの登録を認めることも考慮する)

3.4 ノウハウ出願の効果

(1)特許法第34条:特許を受ける権利の承継について第三者に対抗することができる。

(2)特許法第35条:予約承継、対価の支払い等について、通常職務発明と同様に扱う。

	<p>3.5 ノウハウ登録の効果</p> <p>(1)特許法第39条:登録ノウハウについて先願の地位を認める。</p> <p>(2)特許法第79条:登録ノウハウについて、先使用権における「他人の発明を知らないで発明した」発明と推定する。</p> <p>(3)不正競争防止法第2条第6項:登録ノウハウについて「営業秘密」に該当する技術上の秘密であると推定する。</p> <p>3.6 登録ノウハウの消滅</p> <p>(1)存続期間を設け、その長さは、特許権と同様、出願から20年とする(更新登録可能としてもよい)。</p> <p>(2)存続期間満了、および、登録料を納付しない場合、特許権と同様に、登録ノウハウの特許法第39条の先願の地位は消滅する。</p> <p>4. その他</p> <p>登録ノウハウの登録無効審判等を設けるかについては、別途検討する。</p> <p>《要旨》</p> <p>優れた生産技術等については、競争力を維持するため、公開すべきではない。しかし、現状は、特許出願して公開されなければ、他人の特許権の取得を排除できないという問題がある。そこで、ノウハウについて、特許制度の枠組みを使って登録し、非公開で先願権を与えることによって、ノウハウと同一内容の発明についての特許化を阻止できるようにする。</p>
--	---

No.	意見
20	<p>《全文》</p> <p>その他:著作権法は、保護対象とする「著作物(work)」について法2条1項1号に定義し、また法2条2項には「美術の著作物には、美術工芸品を含むものとする。」と定義する。</p> <p>一方、意匠法は、保護対象とする「意匠(design)」について法2条1項に、「物品の……であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。」と定義する。さらに登録要件として、法3条1項柱書に「工業上利用することができる意匠の創作をした者は」と規定する。すると、量産する物品を離れて何らかの形状や模様等を創作しても、それは意匠法の保護対象とはならない。</p> <p>したがって、美術の著作物(artist work)と意匠とを分けるものは、後者が物品という用途や機能の他律性に支配されて創作される作品であるのに対し、前者はそれ自らの自律性に支配されて創作される作品であるから、量産品か一品産品かによって保護法は自然に区別されることになり、著作権法2条2項の規定は本質的に限定解釈すべきことになる。</p> <p>すると、著作権法にいう美術工芸品とは、物品を媒体とした純粋美術品(works of fine art)というべきものであるから、これを応用美術品と呼ぶことはできない。</p> <p>応用美術品(artist work applied to articles)とは、本来、純粋美術品であった作品が、その後、物品に転用ないし利用された場合に使用される用語である。だからこそ、現行著作権法の改正審議を行った著作権制度審議会は、昭和41年4月に文部大臣に提出した答申で、この問題の解決のために第1案を提出した。</p> <p>しかし、この第1案は、隣接する意匠法等の工業所有権制度との調整が必要であることを理由に採用されず、“将来の課題”として考慮すべきものとするだけ記述されて第2案が採用され、法2条2項の規定となった。</p> <p>そこで、第1案と第2案とを紹介する。</p> <p>第1案は応用美術について、著作権法による保護を図るとともに現行の意匠法など工業所有権制度の調整措置を積極的に講ずる方法としては、次のように措置することが適当と考えられる。</p> <p>(1) 保護の対象</p> <p>① 実用品自体である作品については、美術工芸品に限定する。</p> <p>② 図案その他量産品のひな形または実用品の模様として用いられることを目的とするものについては、それ自体が美術の著作物であり得るものを対象とする。</p>

	<p>(2) 意匠法、商標法との間の調整措置</p> <p>図案などの産業上の利用を目的として創作された美術の著作物は、いったんそれが権利者によりまたは権利者の許諾を得て産業上利用されたときは、それ以後の産業上の利用関係は、専ら意匠法などによって規制されるものとする。</p> <p>第2案は上記の調整措置を円滑に講ずることが困難な場合は、今回の著作権制度の改正においては以下によることとし、著作権制度および工業所有権制度を通じての図案などのより効果的な保護の措置を、将来の課題として考慮すべきものとする。</p> <p>(1) 美術工芸品を保護することを明らかにする。</p> <p>(2) 図案その他量産品のひな形または実用品の模様として用いられることを目的とするものについては、著作権法においては特段の措置を講ぜず、原則として意匠法など工業所有権制度による保護に委ねるものとする。ただし、それが純粋美術としての性質を有するものであるときは、美術の著作物として取り扱われるものとする。</p> <p>(3) ポスターなどとして作成され、またはポスターなどに利用された絵画、写真などについては、著作物あるいは著作物の複製として取り扱うこととする。</p> <p>昭和45年法が施行され今年で40年が経過している間に、デジタル化時代を反映した改正は種々なされてきて、前記第1案についての宿題は依然として沈黙のままに放置されている。</p> <p>第1案(2)の記載はややわかりにくいけれども、最大の問題は、当時、話題となっていた商品化権問題であった。これは、マンガやアニメのキャラクターがデザインとして量産品に利用された場合の著作権法の対応は、複製権の行使でいいのかという疑問であり、隣接する意匠法の存在意義との関係であった。</p> <p>また、英国の「ポパイ」事件をめぐる貴族院1941年判決に対する批判から起った1956年著作権法10条の規定が、わが国著作権法に少なからず影響を与えようとしていた。</p> <p>しかし、英国の56年著作権法10条による保護ゼロは、その後、改正の歴史を辿り、Design Copyright Act,1968 の制定により15年間は保護することを経て、Copyright, Designs and Patents Act 1988 に至り、特にその52条により、美術の著作物の複製と扱われるものから工業製品を製作し、その製品を英国内その他で販売した場合は、最初の販売年の末から25年間に限り保護し、それ以後は何人も、著作権侵害なしに工業製品を製作することができると規定した。</p> <p>ここに25年間とは、CDPA1988 の269条(2)にある登録デザイン権の存続期間の最長25年と一致する期間である。また、ベルヌ条約7条(4)は、応用美術品の保護期間は各同盟国の立法に留保されるとしても、作品の製作時から最低25年間とすると規定する。</p> <p>すると、わが国現行著作権法の宿題への取り組みは、英国の CDPA1988 を一つの目標において商品化権問題について検討することであり、同時に意匠権の存続期間のあり方との関係を検討することである。</p> <p>《要旨》</p> <p>私がここに提言する意見は、著作権法と産業財産権法(特に意匠法)にまたがる問題であり、コンテンツにも関係するマンガやアニメやゲームに登場するキャラクターの商品化をめぐる著作権問題であり、その問題を著作物の複製や翻案と解することは、著作権法適用の本質的な限界を示しているといえるから、前記宿題を早く解決すべきことを提言したいのです。</p>
--	--

No.	意見
21	<p>1 全文(区分 その他)</p> <p>(1)位置づけの基本認識</p> <p>知的財産立国の実現のための国の基本政策の原点は、2002年7月3日に知的財産戦略会議が決定した「知的財産戦略大綱」であると理解される。</p> <p>その後、「知的財産基本法」、同法に基づき内閣に設置された「知的財産戦略本部」を中核として、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策が集中的かつ計画的に推進されてきた。</p> <p>「知的財産推進計画2011」は、この一環として、同法23条6項の規定(「知的財産戦略本部は、知的財産を取り巻く状況の変化を勘案し、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する評価を踏まえ、</p>

少なくとも毎年度一回、推進計画に検討を加え、必要があるときには、これを変更しなければならない。」に基づき、知的財産戦略本部が、現行推進計画(「知的財産推進計画2010」)について、変更の必要性の有無をも含め、検討に当たり、広く一般から、主体的にコメントを求めるものとして、位置づけられる。

(2) 立国のための総合戦略の全体像とその中での知的財産戦略の明確化の必要性

我が国には、知的財産立国に限らず、例えば、科学技術創造立国(科学技術の振興とその成果の社会還元。科学技術基本法に基づき、総合科学技術会議の答申に基づき科学技術基本計画が策定され、それに基づき国全体で推進)、IT立国(高度情報通信ネットワーク社会の形成により、国家目標の達成(すべての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現、経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、活力ある地域社会の実現及び住民福祉の向上など)。高度情報通信ネットワーク社会形成基本法に基づき、高度情報通信ネットワーク社会推進本部が作成した重点計画に沿って、その実施を推進)など内閣府又は内閣官房が事務局機能を担う複数の立国方針が並立している。

これらの立国方針は、相互に独立した命題を担っているというよりも、相互に密接に関連しているテーマ(重複もあり、場合によっては、トレードオフ関係もありうる)を扱っていると認識されるべきであり、仮に、各組織が、縦割りのマニフェストの中で、インターフェース間の連携調整をすることが喫緊の課題である場合であっても、適時的確に対応することが、困難な仕組みと史料される。

例えば、経済的にはグローバルなオープンイノベーションが求められることや政治的には広い意味での世界の安全保障の秩序の再構築の動向を見据えた対応が求められること、さらには、ICT推進の光と影が政治経済社会に与える影響が顕在化されつつあること等を視野に入れて、知的財産戦略、科学技術戦略、IT戦略、さらには安全保障戦略、貿易戦略、環境戦略、エネルギー戦略などを俯瞰的に捕えて、広い意味での国益最大化のため、短期的観点と中長期的観点から、各施策の優先度を明確化した具体的対応が必須と認識される。

個別の立国フォーラムで、最新のニーズを部分的に検討事項に付加するといった従前審議パラダイムの延長線上では、特定分野の部分最適化が図られることはあっても、国益最大化のための最適解を見出すことは困難と考える。(マニフェストの外は付け回しの悪循環が起こらないような仕組みが重要)

このためには、従前の枠組みに代えて、既存フォーラムの戦略的統合を含め、例えば、イノベーション・安全保障立国国家戦略本部(仮称。本部長 内閣総理大臣。事務局 内閣府又は内閣官房))を設立し、喫緊の対応と国家100年の計(国家のアウトカム目標)を樹立し、国全体で、国民全体の知を結集して、民主的に目標達成に努めなければならないと認識される。

知財戦略は、この全体戦略の重要構成要素として、適切に位置づけられる必要がある。

なお、これら統合の場として、既存の新成長戦略関係フォーラムや、総合科学技術会議の最新答申で提言された各種フォーラムが見掛け上存在又は近く設立される情報には接しているが、前者は、主として経済政策をマニフェストとされており、安全保障の中核部分は対象外とされているように見受けられ、また、後者は、例えば、「科学技術イノベーション戦略本部(仮称)」に代表されるように、科学技術イノベーションという限定された範囲での戦略(?)を担うことが想定された組織であり、国益の最大化を目指した広い意味でのイノベーション戦略や安全保障戦略を包含した立国戦略とは見受けられない。

(3) 知財戦略の原点に立ち返った検討の必要性

知財戦略(上記(1)に明示した知的財産戦略大綱にはじまり、知的財産戦略本部が2009年4月に決定した「第3期知的財産戦略の基本方針」にいたるまで、タイトルに知的財産戦略という言葉が使用される政府の一連の文書で示された戦略の総称)については、当初の理念と方針が、現在そして予見可能な将来をも通して、現時点でも国益を最大化するための有効な指標なのか検証することが重要である。

検証に当たっては、いわゆる知財有識者によるテクニカルピアレビューのみならず、国益全体の中で知財ポリシーの在り方を提言できる有識者によるレビューも必要と認識される。

例えば、国益最大(企業益最大ではない)のため、イノベーション・安全保障立国を目標として再設定するのであれば、投資(人材の育成戦略を含む)、配分(国家予算の最適ポートフォリオ戦略を含む)、システム(優先度の高い政策の同定と規制緩和、推進加速のシステム改革を含む。)の提言と実行可能な統一マイルストーンの明示が重要と考える。

これとの関係で、知財戦略の枠内で議論する場合であっても、求められる人材とは、国際標準に必要な知識を有する専門家を特化して育成することに力点を置くのか、三位一体戦略を担うチームを構成する人材の育成に重点化して支援するのか、それとも、デンマークのようにユーザー主導イノベーションを支援することを重視するのかなど、複数の選択肢を議論し、優先度を付して提言されることが望まれる。

(あれもこれも重要で推進すべきであるというのは、WISH LISTであって、限られた資源・財源の中で、最適化を図るための政策提言ではない。)

最新で高度の知見を有する識者であれば、場合によっては、従前の戦略で進めるべき項目として、掲げたものをカットし、それに代えて優先度の高い施策を付加することを提言することも重要と考える。)

(4)「知的財産推進計画2011」の審議に当たって

知的財産法の規定に従えば、現在、パブリックのコメントの対象とされる計画は、2010計画でなく、2011計画であり、それについては、2010年計画に検討を加え、必要があるときには、これを変更しなければならないと理解される。

上記(2)及び(3)で述べた点(検討のフレームワーク、戦略の原点にさかのぼった考察)は、検討のスコープを国益重視の観点から、原点に立ち返って、変更すべき点を

明確化することを求めるものであり、この立場に立って、さらに次の3点の追加意見を述べる。

① 総合科学技術会議の最新答申との関係

昨年12月24日に提出された標記答申は、科学技術振興の観点から、知的財産の創造とその成果の社会還元について記述されているが、知的財産戦略本部は、科学技術関連施策との連携を図る観点から、どのように受け止め、2011計画にどのように反映するのかを、国益最大化の観点から調査審議し、その成果を国民の前にあきらかにするように求めます。

② 新成長戦略、IT戦略等との関係

新成長戦略(昨年6月18日閣議決定)では、国家戦略プロジェクトのひとつとして、「知的財産・標準化戦略とクール・ジャパンの海外展開」が掲げられ、これとの関係で、知的財産戦略本部の策定した「知的財産計画2010」では、3つの戦略が明示されている。

新成長戦略においては、上記とは別に、3つの「科学・技術・情報通信における国家戦略プロジェクト」が明示されているが、知財戦略本部では、これらのプロジェクトの推進には関与の有無について2011計画で明示する必要はないか。(関与しない場合は、その理由。関与する場合は、その内容)

また、そもそもの基本認識として、知財戦略は、広い意味での安全保障戦略とリンクしているという認識はあるかないかを国民の前に明らかにすべきである。

③ パブリックコメントを求める意義は何か。

コメント提出の様式や過去の実績からみると、パブリックコメントを求める相手は、狭い意味での知財関係の利害関係者を対象にしているように見受けられる。

パブリックコメント制度は、形式的にも内容的にも、民主主義の根幹と認識し、広く国民から意見を求め、その成果を国の施策に反映させるものとして実施、運用されるべきである。

2 要旨(区分 その他)

(要旨1)

・今回の意見募集は、知的財産法に基づき知的財産戦略本部が2011年度の知的財産推進計画を策定するため、広く国民の意見を求めるため、行うものとして位置づけられるものと理解して、コメントを提出

(要旨2)

・知財の戦略や年度計画は、知財立国実現のため、取りまとめられるものであるが、真に立国を実現するためには、相互に関連する重要立国政策との関係を含む国家戦略の全体像を俯瞰して、その中で位置づけを明確にして、国益最大化を図るための施策提言が求められる。(例えば、イノベーション・安全保障国家戦略(仮称)の中での体系化)

・既存の枠組み(例えば、総合科学技術会議、IT推進本部)は、いずれも、検討のスコープが限定されており、知財戦略を含む国益最大化のための自己完結システムにはならない。

	<p>(要旨3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知財戦略は、原点に立ち返って、検証されるべきである。 ・検証に当たっては、テクニカルなピアレビューのみならず、国益全体の中で知財ポリシーの在り方を提言しうる有識者レビューも必要である。 ・例えば、国益を担う人材育成戦略の議論に当たっては、知財戦略のスコープで求められる人材像を具現化する場合の優先順位が明示されるのみならず、それが他の戦略分野との関係で全体像の中で優先度がどのように位置づけられるか明確化する必要がある。資源が有限であることを前提として、国家支援の配分方針が決定されるべきである。 <p>(要旨4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産推進計画2011の審議に当たっては、上記に加え、総合科学技術会議の最新の答申、新成長戦略、IT戦略との関係に意を用いて、求められるアウトカムを創出すべきである。 ・パブリックコメントは、制度の趣旨を踏まえ、知財関係ステークホルダーのみならず、広く国民の意見を反映するシステムとして運用されることを望む。
--	---

No.	意見
22	<p>国連障害者の権利に関する条約の第30条第3項には、「締約国は、国際法に従い、知的財産を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当な又は差別的な障壁とならないことを確保するためのすべての適当な措置をとる(外務省訳)」とあります。この条約への批准に向け、知的財産推進計画2011には、次のような内容を加えることが必要だと考えます。</p> <p>我が国の優れた技術力を持ってすれば、障害を持つ人々の教育や就労、文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加に活かし、その社会参加をもっと推し進めることができるはずである。しかし、様々な障害に対する配慮なしに技術の開発が進められれば、その技術は障害者の利用を排除したものになり、障害者を排除する社会を作ってしまうことになる。</p> <p>知財の創出には多様な障害者の視点を加え、実証実験やその評価に障害者を参加させることが重要である。</p> <p>特に教育の場においては、特別な支援を必要とする児童生徒に有効なコンテンツの整備が喫緊の課題である。</p> <p>各種コンテンツのメディアおよびその電子配信においては、技術的保護手段等が障害者のアクセスを阻害したり、利用のために必要な方式への複製を不可能にすることのないよう、プラットフォームの整備や著作権制度の整備が必要である。</p>

No.	意見
23	<p>「知的財産推進計画2010」の「戦略2 コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進」についての意見</p> <p>P21にある「アクセスコントロール回避規制の強化を内容とする改革案を2010年度中に策定する。」について。正規に購入して利用している一利用者の立場からすると、違法アップロードなどの問題を、本来認められるべき正規のユーザーによる個人的な私的複製と混同して同様に規制するものであり、反対です。まして刑事罰導入のような、正規のユーザーによる私的利用の複製であっても違法になるような法改正には反対です。規制によって正当な利用者の利便性を妨げることはコンテンツの発展にはつながらず、市場の萎縮にもつながると考えます。</p>

No.	意見
24	<p>《全文》</p> <p>「戦略3 知的財産の産業横断的な強化策」について</p> <p>小職は、文部科学省の戦略展開プログラムによる知的財産の基盤整備事業により、平成21年から大学に在職している。また、小職は弁理士でもあり、本職に着任する以前は、特許庁任期付き審査官、企業の知財部での権利化担当を経験し、特に特許の権利化に関しては精通しているつもりである。</p> <p>以下、実際に大学で知的財産を預かる者として、知的財産推進計画2011に国の施策として盛り込んで頂きたい内容について、私見を述べる。</p> <p>・はじめに</p> <p>昨年の「知的財産推進計画2010」においてされた、「我が国の大学…の研究水準は高いが…「知」を生み出す能力を…有効活用する環境は十分に整ってはいない。」との認識には大きく共感する。しかしながら、その対策として「このため、産学官が研究の早い段階からイノベーションの出口イメージを共有して、技術や知的財産を共創する場の構築…により、産学官共創力を世界トップクラスに引き上げるべく抜本的に強化する。」とあったものが何処に行ってしまったのか、実際に大学にいる者には見えてこない。</p> <p>以下、大学の「知」を、産業界や国が活用可能な「知財」に有効に繋げるための具体的手段の実現について、「知的財産推進計画2011」に盛り込んで頂くことを提案する。</p> <p>また、国が大学に「知財の創出」を求める理由をもう一度明確に再確認する必要性を提案すると共に、そこから直接に導かれるいくつかの施策について「知的財産推進計画2011」に盛り込んで頂くことを提案する。</p> <p>1. 大学横断的な「特許出願を支援する機構」の設立について</p> <p>(1) 従来の、大学の知財活用についての施策の検証と、問題点</p> <p>・議論の前提として:「知」と「知財」の関係について</p> <p>実際に知財(特許)を扱う者として大学に着任して活動するにあたり、大学とその周辺では、『「知」と「知財」の関係』についての認識が決定的に欠如しており、その欠如が近年の大学知財の迷走の最も大きな原因となっていると感じている。</p> <p>大学等で生み出される「知」と「知財」の間には、「知的財産推進計画2010」の冒頭に書かれた「知を使う知」が深く関係すると考えられる。つまり、特許出願の際の出願書類(明細書、クレーム等)には発明者が抱いた基本的着想や生データのみが記載されるのではなく、そのような「知」を「素材」として、その素材に様々な工夫が施されることで生み出される「発明」が記載されるべきであり、この発明が「知財」を構成するものと考えられる。つまり、発明者が生む「知」と「発明」(知財)は、「素材」と「料理」の関係に相当し、「知」を有効な「知財」とするためにはその分野の専門家の能力や仕事量が必須であり、これが特許出願における「知を使う知」であると考えられる。(なお、説明の簡単のために、以下においては、「知を使う知」の語を、主に実験結果や着想などの「知」を、特許制度等による排他権に基づいて産業界で価値を有する「知財」に仕上げる際の知識やスキルを意味するものとして使用する。)</p> <p>つまり、研究等により生み出された「知」が、産業界において価値を有する「知財」に変換されるためには、「知を使う知」を駆使する知財の専門家により、出願人が求める価値に照らして、①排他権として広くて漏れがなく、②権利行使がし易く、③形式的要件(特許法、審査基準)を満たす等の観点に立って練り上げられる過程が必要であると考えられる。</p> <p>これに対し、従来の大学知財においては、「知」を「知財」に変換するための「知を使う知」のや、それを実践する「知を使う者」の必要性が適切に認識されず、「良いデータであれば、弁理士に出願を依頼することで自動的に良い特許権になる」という単純な思い込みに支配されていたと感じる。</p> <p>・「知を使う知」、「知を使う者」の存在</p> <p>上記、現状の大学に「知を使う知」に関する問題が存在する一方で、知財を重要視する一部の企業においては、従来からいわゆる「知財部」の中に「知を使う知」、「知を使う者」が存在している。これらは、どのような権利をどのように使うことがその企業の事業遂行に有効であり、どのようにしてその権利を得るのか等についての知識であって、現実の事業を行う過程で様々な検討・経験した結果</p>

の蓄積に裏付けられたノウハウであり能力である。そして、知財活用が事業の遂行において重要になってきた近年においては、単に優れた技術だけでなく、この「知を使う知」が競争力の源泉になっていることは、「知的財産推進計画2010」において認識されている通りである。

これに対し、これまで論文の文化にあった大学にはこの「知を使う知」が存在せず、その必要性も認識されていなかったものと思われる。そして、この数年間、「企業の知財部経験者」が様々な形で大学に対して供給されたことは、全体としてはこの「知を使う知」を大学に導入するためであったと思われるが、未だに大学ではその必要性すら認識されていないように感じる。これは、「知」から「知財」を形成するための「知を使う知」の本質が理解されないまま、単に「知財経験者を大学に導入すれば文化が伝わるだろう」といった表面的な施策が行われたためであると考えられる。現在においても、一部の大学が「論文の提出による仮出願」といった制度の整備を希望することは、正に「知を使う知」の必要性が大学に伝わっていない現れであると思われる。

このように知財の活用には不可欠な「知を使う知」が大学に認識されにくい理由は、以下に挙げるような「知を使う知」の有り様に起因するところが大いと思われる。

- ①各企業が持つ「知を使う知」は、様々な自己の経験に基づいて形成したものであって、それ自体が企業の財産であって、外部に開示され難い営業秘密に属する事項であること。
- ②更に、上記の結果、公の場で「知を使う知」についての体系的な議論がなされる機会が少なく、一般に適用できる程度の知識に整備され難いために、各企業のノウハウに留まってしまうケースが多いこと。
- ③「知を使う知」は、それが使用される技術分野や、使用する者の社会的位置付けなどに応じて最適解が変化するため、それぞれの「知を使う知」が適用可能な範囲が狭く、外部から知得した「知を使う知」を自らの事業に適応しにくいこと。特に大学には広範囲の分野の技術が存するため、本質的に複数の「知を使う知」を同時に使いこなす必要があつて、事情が複雑になること。
- ④また、大学に関しては、発明を自己実施しないという特異性があり、発明の自己実施を前提とする企業で培われた既存の「知を使う知」をそのまま適用することが困難であること。

以上のような事情の存在を考慮すれば、大学が必要とする「知を使う知」は、大学の独自事情に合わせて将来に向けて醸成される他ないものである。これに対し、これまで行われてきた「企業の知財部経験者」の大学への供給は、結局は企業における「知を使う知」についての断片的な情報を供給するに過ぎない結果になっているものと思われる。

このような状況を打開して、大学における知財活用を進めて我が国の知財立国のために役立てるためには、大学に対して「知を使う知」の重要性についての認識を促すと同時に、大学に適した独自の「知を使う知」を早急に醸成する必要があると考える。

・出願の代理を行う弁理士に関係した問題

上記のとおり、従来の大学には、「良いデータであれば、弁理士に出願を依頼することで自動的に良い特許権になる」という単純な思い込みがあったように思われる。また、文部科学省等の指針においても「外部の弁理士との連携」というキーワードにより、「知を使う知」に関する問題が回避されていたように思われる。しかし、以下に説明するように、「外部の弁理士との連携」は、必ずしも大学における「知を使う知」の欠如を補うものでないことは、大学知財の現状が証明するところである。

つまり、弁理士が代理して出願された大学や公的研究機関からの特許出願のほとんどが、結果として必ずしも望ましい内容となっていないことは、審査に携わる特許庁審査官であれば誰もが知るところである。典型的には、研究者から説明された実験結果等についての内容（「知」）が、弁理士によって「漏れなく」、「そのまま」に記載された出願であつて、上記の「知を使う知」に基づく付加価値が何ら付加されていない出願が大半である。そして、これは「論文」から学術的な考察を省略した物にすぎない内容である。

この状況を、「社会から期待される仕事をしていない」として、弁理士の側の問題にすることは簡単である。しかし、研究者からのインタビューで初めて知った「知」について、（主に、費用の問題で）数日間の実労働の中で「知を使う知」による付加価値を付けて「発明」とすることは現実的には困難であると思われる。加えて、「知財」の意味や、「知を使う知」の存在を認識しない大学の研究者には、「弁理士風情は余計なこと」に口を出さず、技術の専門家である自分の説明をそのまま記載すればよい」と考える側面があり、そのような客との間で生じる面倒を回避するため、故意に付加価値の付加を控える弁理士や、そもそも大学出願の代理を控える弁理士が存在することも事実である。

これに対し、知財を重視する企業では自らに「知を使う知」を醸成・保持し、それに基づいて外部の

弁理士に明確な指示をして明細書等の作成を行っている。つまり、多くの弁理士と企業とは、各企業の持つ「知を使う知」に基づいて共同作業を行う関係にあって、そのような弁理士においては、当該スキームを基本として自己の体制や料金などが設定されている。このような状況において、出願数において少数派の出願人である大学が、大学に適した「知を使う知」の供給を外部の弁理士に完全に依存することは現実的でない。

そうすると、外部の弁理士との連携を前提にした場合でも、大学においては「知を使う知」の重要性を認識し、大学に適した独自の「知を使う知」を早急に醸成する必要があると考える。

・大学の組織における問題

現状の大学は、研究を行う「研究者」と事務を担当する「事務局」の主に2者から構成され、その人員の枠は各種の規則により強く制約されている。この点は企業における人員配置と大きく相違するところであり、「知を使う者」である「知財部員」のような専門人材を内部に確保することは困難である。また、大規模大学においてそのような専門人材が配置できる場合でも、大学に存する多岐にわたる全ての技術分野に応じた数の人員を確保するには至っていない。

これに対して、これまでの国による大学の知財活動への支援は、文部科学省の戦略展開プログラムや、経済産業省が主体となる知的財産アドバイザー派遣などによる、企業知財部の経験者等を派遣する専門家人材派遣が中心であった。しかし、これは企業における「知を使う者」を期間限定で大学に置くものであり、大学の組織上の制限を改変する等して「知財部員」を設置できる環境を整備しない限り、そのような専門家人材の智慧を受け継ぐ者が存在せず、将来に亘って大学知財に適した「知を使う知」を創造し、「知を使う者」を育成することに繋がるものではないと思われる。また、そのような専門家人材がもたらす「企業向けの知を使う知」は、大学にとって必ずしも適したものでなく、また、一人(又は、ごく少数)の専門家人材が大学内の広範囲の技術を取り扱うことはそもそも無理があることは上記した通りである。

つまり、従来国が行ってきた①一次的な活動資金の提供、②指導者としての専門家人材の派遣による大学の知財活用への支援は、大学に対して知財活用の基礎を本質的に提供するものでなく、単に知財の世界を垣間見せたに過ぎないように思われる。そして、大学に知財活用を根付かせるためには、「研究者」と「事務局」のいずれにも属さない専門職を大学内に設けるための組織改革が必要であると思われる。

・将来に向けての課題

以上説明したように、大学の「知」を有効な「知財」に繋げるためには、大学の知財活用の形態に適した「知を使う知」を新たに創造し、大学の側に「知を使う者」(知財部)を配置して個別の案件の運用を的確に行う必要がある。しかし、大学の組織上の制限の問題と、各大学の内部に存する技術分野の広さに起因して必要となる知財部員の数が増大になるという問題により、その実現が非常に困難である。

しかし、将来に向けて大学の知財活用を活性化するためには、これら個別の問題を回避して、大学のための「知を使う知」、「知を使う者」を創造・設置する必要があると考える。

(2)大学の「知」を「知財」に繋げるための方策について(「大学出願支援機構」の創設)

小職は、上述した大学に内在する各問題を回避して、「知を使う知」、「知を使う者」を大学側に育成・保持するために、大学出願の明細書の作成を各大学から受託し、各案件毎に必要な内容の明細書を供給する「大学出願支援機構」を創設することが有効であると考え、大学の知財活用を速やかに軌道に乗せるため必要な施策の一つと考える。

この機構では、大学の他、審査官経験者や企業知財部、特許事務所等から派遣された人材により技術分野毎のグループを形成し、受託した各案件についてそれぞれの人材が持つ「本発明に関係する技術」や「法令(審査基準)」、「一般的な明細書の作成技術」、「その技術分野の権利の活用のされ方」、「判例」等の知識を持ち寄って合議を行い、(A)最良と思われる明細書を作成する。そして、(B)この過程において大学の特殊性を考慮した「知を使う知」を創造して、参加する人材を「知を使う者」に育成する。そして、(C)体系化された「知を使う知」を広く社会にアウトプットするものである。

このように、具体的な案件(発明)に関して、技術と知財に関して一定の基礎知識を持つ者同士が、どのような内容で権利化すれば最も有効な権利にできるかを合議し、そのグループとして明細書を作成することは、知財を重要視する企業の知財部で新人の育成法として行われる手段であり、

重要な案件の権利化の際に採られる手段である。小職は、このような合議を通じて各知財担当者の中に醸成されるものが、正に「知」に基づいて有効な「知財」を取得するための「知を使う知」として考えている。

小職の所属していた企業知財部においては、知財部員の心構えとして、「研究者は単に着想してデータを出すだけの存在だ。我々知財部員こそが、そのデータに基づいて最終的に発明を完成する真の発明者であると自覚しろ」の旨が言われていたが、小職自身、その考え方に賛成である。

特許制度においては、発明者が成した技術的着想に応じて、「社会」が妥当と思われる範囲について「特許権」という排他権が付与されるのであって、得られる権利の広さは原始的には社会的合意により定められるものである。このため、特許の出願書類には、単に技術的なデータが列挙されるのではなく、それが社会に投影されたときの姿についても記載されるべきである。そして、特許の権利化における「知を使う知」は、技術という知恵を社会的な存在である権利に変換するスキルであって、発明者に代わってそれを駆使するのが関係する様々な立場に基づく意見を考慮できる知財部員である。そして、このような知財部員は、考え方や基礎が異なる多数の者の合議において育成されるものであり、この重要性を反映して知財を重視する企業においては研究者の数に対して膨大な数の知財部員が配置され、様々な議論を通じて明細書等の作成を行っている。

社会の中で知財を活用する場合、このような明細書等の作成機能を保持することは不可欠であるが、これを各大学が大学内に保持することが困難であることは上記のとおりである。しかし、各大学同士が個別の知財の活用において相互に競合関係にないことを考慮すれば、「明細書の作成を大学から受託する機関」として、大学に横断的に活動する知財部の権利化部隊としての「大学出願支援機構」が存在し、各案件毎に大学に適した「知を使う知」を駆使して大学出願の明細書を作成して各大学に提供することは十分に可能であると思われる。

このような組織が存在すれば上記した大学知財が有する問題点を補うことが可能になり、大学の有効な知財活用の実現に繋がると思われる。つまり、各大学は出願予定の案件の明細書等の作製を「大学出願支援機構」に委託することで、当該案件についての「知を使う知」を自ら直接有すること無しに、確実に現状よりも完成度の高い明細書による特許出願が可能となり、大学の「知」を「知財」に繋げることが容易になる。

また、「大学出願支援機構」において明細書等の作成を行う人材は、各大学や企業、特許事務所から派遣を受けることが妥当と思われる。派遣を受けた人材を日常の業務を通して「知を使う者」として育成して社会に輩出し、同時に醸成された「知を使う知」を体系的に社会に提供することで、大学のみならず一般の企業に対しても有効な知財活用を促すことが可能になると思われる。

上記のとおり、我が国における「知を使う知」は、一部の企業において経験を通じて醸成され、一般化されないままに当該企業に偏在している例が多い。このため、小職が特許審査等を通じて見聞した範囲でも、上記した「知を使う知」を駆使する知財部を持つ日本企業は未だに少数で、大多数の企業では見よう見真似で闇雲な知財活動がされているように感じる。また、弁理士資格は法律の試験により獲得されるものであり、各特許事務所において明細書の作成に係る「知を使う知」を積極的に得る手段は存在しない。つまり、これら一般の企業や特許事務所等においても、大学と同様に、「知を使う知」の導入が困難であったと推察される。これに対して、上記のような機構を通じて「知を使う知」の存在を一般化し、「知を使う者」を輩出することは、日本が知財立国を果たす上で強力な助けになるものと考えられる。

以上説明したように、大学に対して必要十分な明細書を提供する機関は、大学の「知」を「知財」として活用する際に非常に有効に機能すると共に、我が国全体の知財活動に対しても大きな貢献が期待される。「知的財産推進計画2011」の策定においては、是非その実現を検討して頂きたい。

2. 大学の知財活用に関する責任分担の検討の必要性

(1) 「大学」の知財活用を求める目的についての考察

大学の知財活用を軌道に乗せるためには、これまで「論文」の文化で活動してきた大学に対して、国として新たに「知財の創出」を求めることとした理由を改めて再確認し、その理由に即した施策を集中的に行うべきである。そして、その過程において、大学の知財活用を行う上で、誰が責任とリスクを負うべきかを再検討する必要があると思われる。

「知的財産推進計画2010」の冒頭には、「我が国はもっと大きな潜在力を持っている。…潜在力を最大限に発揮することができれば、海外市場での競争に勝ち抜くとともに、国内市場を活性化し、大

きな経済成長を達成できる。その際に必須となるのが、…知的財産の活用である。」「国際競争力が、優れた技術を前提としながらも、それだけではなく、…総合的な知的財産マネジメントに依存するようになったためである。すなわち「知を使う知」の競争が熾烈になってきたのである。」と記載されている。

また、大学に関しては、「大学…の「知」を生み出す能力を産業界による事業の成功に向けて有効活用する環境は十分に整ってはいない。このため、産学官が…技術や知的財産を共創する場の構築…により、産学官共創力を世界トップクラスに引き上げるべく抜本的に強化する。」と記載されている。

つまり、知的財産の活用は我が国が海外市場での競争に勝つ「知財立国」のための手段であって、具体的には「知を使う知」の洗練によって、我が国の潜在的技術力を国際競争を勝ち抜く手段にすることが国の基本方針であると記載されている。そして、当該記載によれば、大学の「知」を「知財」として活用する真の目的についても、知財立国の一手段であると捉えるべきである。

これに対し、この約10年間、大学の知財活動を活性化するための論理構成としては、「特許出願は大学が研究費の独自調達を促す手段」との位置づけが採られていた。そして、この一連の流れにおいて、米国の制度を模した承認 TLO(技術移転機関)制度の設立や、日本版バイ・ドール制度の導入などが行われ、その中においては各大学が行う知財活動の受益者はその大学であり、責任主体も大学であるという位置づけが採られてきた。これは、米国で行われるのと同様に、自己の事業を守るために特許出願を行う企業と同様の位置づけを大学に与えるものである。

しかしながら、現状は、ほぼ全ての大学において特許の出願・維持費用(人件費含まず)がライセンス収入を大きく上回る状態が続いており、当初の目的である研究費の獲得はおろか、特許に関する活動の経費の負担そのものが困難な状況になりつつあり、一旦は活性化した大学の知財活動が再び低迷しかねない状況に至っている。

このような事態に陥った理由はさまざまに考えられる。上記した「知を使う知」が、特に大学の知財活用に欠如していたことも大きな理由と考える。しかし、この事態の最も重要な点は、約10年間に非常に多くの金銭的・人的資産が大学知財の活性化のために投入されたにも関わらず、現状においてもほとんどの大学において特許会計が赤字であると共に、その打開策が見出されていない点である。つまり、当初に描いた大学の知財活用のモデル自体が、我が国では上手く機能しないものである可能性が疑われる点である。そして、この状況をこのまま放置した場合、各大学は知財活動を放棄して、従前の論文の文化に戻るといった選択を行う可能性が存在する点である(そして、大学の運営のみを考慮すれば、この選択は正しいとも思える)。

しかしながら、大学が知財運営を放棄することは、上記の知財立国の観点からは許容されることではないと考える。つまり、これまで行われてきた通りに、大学の研究者がその責務として研究成果に係る「知」を論文として公表することで、この「知」は万国に共有のものとなる。そして、これが外国の「知を使う知」によって排他権とされた場合には、我が国は自ら生み出した「知」により自らの首を絞めることになりかねない。このような事態を避けるために、大学にも適切な知財運営を求めることが必要であると共に、これがこの10年間において国が大学の知財運営を支援してきた理由であると承知している。しかし、上記のとおり、「特許出願は大学が研究費の独自調達を促す手段」との位置づけに基づいた施策が行き詰まっている以上、これまで提示されていたモデルを再考する必要があると考えられる。

小職は、上記の「特許出願は大学が研究費の独自調達を促す手段」との位置付けは、少なくとも現在においては、「大学の「知」を我が国の知財立国の手段とする」という戦略を達成するための戦術的な位置付けを有するものと考えている。そして、当該戦術が行き詰まっている状況を根本的に改善するためには、「大学の「知」を我が国の知財立国の手段とする」という戦略を全面に出して、大学の知財活用における責任分担を再検討し、その構図に基づいた行動をすべきであると考えられる。

従来の、企業が知財分野の主役である状況においては、知財活動の責任主体を「直接の受益者」である各企業におき、国は「間接の受益者」として国内企業が取得する知財の総和により国内産業を守ることができた。これに対し、上記した現在の大学知財の状況は、このような企業を主な対象とした従来の構図が大学の知財活動には単純に当て嵌められないことを示しているものと思われる。つまり、少なくとも現状において、大学は明らかに知財から利益を受けることができず、「直接の受益者」たり得ないと共に、独立した法人としての自己の経営を守るためにむしろ知財活動の放棄を検討する必要に迫られている状況である。

また、現在の状況のみに基づいては、大学が知財に関して「直接の受益者」たり得ないと決定づけることは早計であるとの異論も存在すると思われる。しかし、現在の特許法が発明の実施者の保護を中心に構成されているのに対し、大学には「発明を実施しない」という大前提が存在すること、及び、実施を直接の前提にできない将来の技術を探索する学術的な研究が多く含まれることから、企業における知財活動に比べて大きな困難性が存在することは明らかである。

このような状況にも関わらず、知財立国のために行われる大学の「知」の活用において、将来においても各大学に知財活動を維持させる責任主体の地位を義務付けることには無理があり、積極的な理由を見出すことが困難であるように思われる。

(2) 大学の知財活動の責任の一部を「国」が負担することについて

上記の状況を打開するためには、「大学の「知」を我が国の知財立国の手段とする」という立場を明らかにして、知財立国の実現に直接の責任を持つ「国」が、大学の知財活動の主要な部分に関して主体的に関与して責任を負担することが有効であり、必要であると考えられる。

独立法人化された国立大学や私企業である私立大学の知財活動の責任の一部を国が負うことには、直感的に矛盾が感じられる。しかし、これまで企業の知財運営に対して、国が「国が私企業の知財取得を支援できない」という客観的な立場を採る必要があった理由は、資本主義においては企業間の競争こそが国の力の源泉であり、国は中立の立場を採る必要があったためであると考えられる。これに対し、現在の大学知財の活用については、国家間の競争の材料として大学の知財を活用しようとしているのであって、その過程で国が大学の支援を行うことを妨げる理由は存在しないものと思われる。

また、上記の提案は、国立大学の独立法人化の際の施策の一部修正として把握することも可能である。つまり、独立法人化の以前には各国立大学は文部科学省の一機関であって、各国立大学で機関帰属とされた発明は国有とされてため、その活用のために国が主体となることは自然であったように思われる。これに対して、発明(特許権)に関しても独立法人化に伴って各国立大学の所有物とされたため、その責任主体としての問題が発生したと思われる。しかし、上記のように、大学の知財活用は企業と比べてそもそも困難性を含むために各大学毎の運営に馴染まず、一方で、その本来的な意味合いが知財立国にあることを考慮すれば、各大学で分散保有することが困難な共通の機能を国が再び保持することで国の利益の最大化を図ることに問題は存在しないように思われる。そして、「知的財産推進計画2010」に記載された「知を使う知」には、このような基本的な改革までが含まれるべきと考える。

国が大学知財の活用のために主体的に活動する具体的手段について、大学を所管する文部科学省内に企業の知財部に該当する組織を設け、専門家人員を配置することが最も単純で直接的と思われる。そして、当該知財部においては、各大学が知財として権利活用を目指す発明についての戦略的な権利取得と権利活用を支援することにより、国の機関の技術的サポートを受けることで、各大学が自らの方針で有効な知財活用を行い得ると思われる。これは、企業の知財活動の方式と同様であって、本社に知財に関する機能を集約することにより「知を使う知」の洗練を図り、「知を使う者」としての能力を高める一方で、各事業部が有利に事業を展開することを可能にすると思われる。

一方、これが政府の組織上などの問題により困難であれば、知財部が本質的に備えるべき複数の機能について、それぞれを分散して政府の内外に配置してもよい。上記した「大学発明支援機構」は、正に知財部における「権利化部隊機能」である。そして、知財部の「権利活用部隊機能」は、結果としてTLOの機能を強化することで果たされると思われる。また、その際においては、知財を重視する企業における「研究者:知財担当者」の数の比率を参照すれば、大学の知財を運営するにおいても大規模な組織が必要になることは自明と思われる。

「知的財産推進計画2011」においては、上記説明したように、「特許出願は大学が研究費の独自調達を促す手段」との位置付けの妥当性を再検証すると共に、「大学の「知」を我が国の知財立国の手段とする」ための国としての施策が盛り込まれることを期待する。

3. その他、大学知財と外国との関係に関して

大学知財の活用の主目的を、知財立国の達成のための手段と捉えた場合、対外的ないくつかの問題を整理する必要が生じると思われる。以下、個別に検討する。

(1) 外国からの研究費資金の問題

「知的財産推進計画2010」には、「【目標指標】③大学や公的研究機関の研究費に占める外国資金の金額を増加させる。(約80億円→500億円)」と記載されているが、この趣旨と更に具体的な方針を明らかにすべきと考える。

大学に研究費を支出した者は、国内外を問わず、その成果物の独占を要求する。このため、無制限に外国資金の導入を奨励した場合、我が国の税金と人材に基づいて生み出された「知」が、ごく低額の研究費と引き替えに外国企業に独占される問題を生じる(現実にも、小職の所属する山形大学において、数百万円の研究費によって研究成果が外国企業に独占される問題を生じており、これに対する対応方針が定められないでいる)。そうすると、我が国の知財立国のために、大学の「知」を「知を使う知」により有効に活用し、外国市場での競争力を高めるといふ基本方針に照らして、上記の外国資金の獲得の目標は、我が国の「知」を安値で外国に流出させかねないものであり、そもそもの戦略に反しているように思われる。

一方、もし、上記の目標とする外国資金が、日本の研究機関の「知財」を商品として外国に融通する際の対価に相当するものなら、それを行う際のガイドラインを明らかにして、その場の研究費欲しさのための安売りを防止して、確実に我が国の利益に繋がるようにすべきである。

これらの点に関して、大学等の研究費についての外国資金の扱いをどのようにすべきか、新たな「知的財産計画2011」において明らかにすることを希望する。

(2) 日本からの外国特許出願についての問題

日本が「知」を「知財」にして外国市場における競争力に役立てるためには、そのような市場のある各国において特許権を有することで、外国企業に対する優先的地位を確保する必要がある。そして、外国において特許権を享受するためには、各国毎に出願を行い、それぞれの国で権利を取得する必要がある。

一方、日本から外国に出願を行う場合には、代理人費用まで含めれば一件あたり200万円程度の費用が必要となり、一つの発明について主要な国に出願をする場合には、それぞれ1000万円以上の費用が必要である。しかし、その額は大学が負担するには明らかに大きすぎる額であり、各大学毎に将来が見込める発明の全てにその額を支出することは現実的に不可能である。また、国内として外国においてはライセンス活動等の権利の活用が行い難いことを考慮すれば、自らの費用負担で外国へ出願を行うことは非常に大きな金銭的リスクを伴うため、そのような判断を行うこと自体が現実的でない。

そうすると、大学が自ら費用負担をして外国出願を行うことは、一部の例外を除いて、現実にはほとんど行われなことになる。この結果、大学は日本企業に対しては権利を振りかざす一方で、外国で第三者が発明を実施することに関して何らの力を持たないことになる。この状態では、日本国内では特許権の存在で発明の実施が制限されるのに対し、外国では何人も自由に発明の実施が可能となるのであって、本来目的とする状態とは正反対の状態が形成されることになる。つまり、知財立国の手段として大学の「知」を生かすのであれば、国内出願よりもむしろ外国出願を優先的にできるように環境を整備するべきである。

これに関して、これまではJSTが行う海外出願の支援により、辛うじて大学発明の外国出願が行われてきたが、その件数は非常に限られていたと思われる。また、最近になって、JSTによる海外出願支援は成果が乏しいために廃止することが検討されている旨の噂を耳にする。

大学発明の外国出願は、上記のように、知財立国のために大学の「知」を活用する上で非常に重要で欠くべからざることである。「知的財産計画2011」においては、大学発明の円滑な外国出願を可能とするため、支援の拡充を明らかにすべきである。

《要旨》

1. 大学の知財活用における問題を、大学の知財に関する認識の欠如、大学の組織の問題等から検討し、これを踏まえて、特許出願に係る明細書等を作成する大学横断的な機関の創設を計画に盛り込むことを提案する。
2. そもそも国として大学に知財活用を求める理由が、我が国が知財立国を果たすための手段であることを考察し、これに基づき、国が大学知財の活用に主体的に責任をもって行うべき施策を計画に盛り込むことを提案する。